

**豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場  
管理運営業務仕様書**

## <目 次>

1	趣旨	．．．．．	P	1
2	対象施設	．．．．．	P	1
3	指定管理者の管理基準	．．．．．	P	2
4	管理に係る経費	．．．．．	P	2
5	職員の配置等	．．．．．	P	2
6	管理運営に関する業務	．．．．．	P	2
7	維持管理に関する業務	．．．．．	P	6
8	修繕関係業務	．．．．．	P	10
9	管理運営に係る経費の負担	．．．．．	P	10
10	協議	．．．．．	P	10

### (各種保守点検等業務)

A	空調設備保守点検	．．．．．	P	11
B	昇降機（エレベーター）保守点検	．．．．．	P	16
C	防災消防用設備保守点検	．．．．．	P	22
D	警備（機械）業務委託	．．．．．	P	25
E	定期清掃	．．．．．	P	28
F	日常清掃	．．．．．	P	32
G	一般廃棄物処理業務	．．．．．	P	34
H	産業廃棄物処理業務	．．．．．	P	36
I	植栽管理	．．．．．	P	40
J	自動扉保守点検	．．．．．	P	42
K	体育器具保守点検	．．．．．	P	44
L	夜間照明清掃保守点検	．．．．．	P	45
M	自家用電気工作物保安管理	．．．．．	P	46
N	トレーニング機器保守点検	．．．．．	P	49

### (その他)

◆	トレーニング機器について	．．．．．	P	51
---	--------------	-------	---	----

### (添付資料)

- ・ 管理区域図
- ・ 体育館 1 階平面図
- ・ 体育館 2 階平面図・屋根伏図
- ・ 植栽関係図
- ・ トレーニングルーム コンセント図

## 別記 1

### 豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場の管理運営業務仕様書

#### 1 趣旨

以下に、豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場の管理運営に関し、指定管理者が行わなければならない業務の基準を示す。

#### 2 対象施設

##### (1) 名称及び所在地

豊田市西部体育館 豊田市西新町 6 丁目 1 4 3 番地

豊田市逢妻運動広場 豊田市西新町 6 丁目 1 3 3 番地

##### (2) 設置目的

スポーツの振興及び住民の体力と健康の増進を図り、また、レクリエーション、ふれあい、交流の場として住民の福祉の増進を図る。

##### (3) 沿革

平成 1 6 年 5 月 1 日 豊田市逢妻運動広場 開設

平成 1 9 年 4 月 1 日 豊田市西部体育館 開設

##### (4) 施設の規模、施設内容等

敷地面積 2 2 , 5 7 0 m<sup>2</sup> (体育館及び運動広場)

##### ア 体育館

- ・構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階建て
- ・延床面積：3 , 6 5 1 m<sup>2</sup>
- ・新築年月：平成 1 8 年 1 1 月
- ・観客席数：3 0 0 席
- ・アリーナ面積：1 , 7 2 1 m<sup>2</sup> (バスケットボール 2 面、バレーボール 3 面、バドミントン 8 面、テニス 2 面規模)

##### イ 運動広場

- ・面積：7 , 8 7 1 m<sup>2</sup>
- ・砂の種類：グリーンサンド
- ・面数：野球 1 面 (もしくはソフトボール 2 面、少年サッカー 1 面規模)
- ・ダッグアウト
- ・倉庫
- ・夜間照明

##### ウ その他

- ・芝生広場
- ・駐車場台数：1 2 3 台
- ・駐輪場

### 3 指定管理者の管理基準

#### (1) 休業日

ア 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる日を除く）

イ 12月28日から翌年1月4日まで

#### (2) 開設時間

午前9時から午後9時までとする。

#### (3) 休業日及び開設時間の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休館日に臨時に開館し、又は休館日及び開館時間を臨時に変更することができる。なお、当該変更に伴い管理経費が増えた場合であっても、市から支払う委託料（以下、「指定管理料」という。）は増額しない。指定管理者は、休館日及び開館時間についても、利用者のサービス向上等の視点から柔軟に対応し、提案することができる。

※教育委員会が特に必要があると認めたときは、臨時に開館時間を変更することができる。

#### (4) 施設の利用の許可

指定管理者は、施設の利用の許可、不許可及び利用許可の取消し等を行う。（ただし、市長の権限に属する行為等の許可を除く。）

### 4 管理に係る経費

(1) 当該施設の管理に要する経費は、指定管理料によって賄うこと。

(2) 指定管理料の金額は、指定管理者と豊田市との間で締結する各年度の協定書で定める。

(3) 指定管理者は、当該施設の管理運営業務に係る経理と団体自体に係る経理は区分し、独立した会計帳簿類を整備すること。

### 5 職員の配置等

(1) 施設の管理について総括責任者を配置すること。

(2) 施設の受付、利用案内等を行う職員を常時配置すること。

(3) 職員に対して、施設の運営管理に必要な研修を実施すること。

### 6 管理運営に関する業務

指定管理者は、公の施設管理運営の責務を認識して、効率的かつ効果的な施設運営を心がけ、経費の節減に努めるとともに、創意工夫により、市民が利用しやすいようにサービスを向上させること。

#### (1) 庶務業務

ア 予算の管理

予算書の作成、伝票・帳簿類の作成、予算執行状況の把握、支払い事務



イ 使用料等の徴収・納入

請求書・領収書の発行、使用料等の徴収、出納簿の作成、公金振替・使用料等納入事務、使用料等調定業務

ウ 現金管理

使用料等の現金等の管理保管

エ 会計書類その他の文書の整理、保管

各種伝票・帳簿、使用料等出納簿、その他の文書整理・保管、文書の収受

オ 利用統計の作成

月別・施設別・曜日別・内容別等の利用件数、人数、利用率、稼働率の集計

カ 管理日誌の作成

1日の業務内容（清掃、点検、修繕、その他維持管理作業等）や市民対応（事故や苦情等及び対応状況、拾得物の記録・対応）など日々の管理状況を記録すること。なお、市民（周辺住民）や利用者から苦情・要望等を受けた場合は速やかにその内容を検討し、公正かつ迅速な処理を行うとともに、必要に応じて市へ報告すること。

キ 事業報告

毎事業年度終了後、4月30日までに以下の内容を記載した事業報告書を提出すること。

- ① 管理業務の実施状況及び利用状況
- ② 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 前3号に掲げるもののほか、管理実態を把握するため市が必要とする事項

ク 拾得物・残置物の処理

拾得物は、拾得物台帳を作成し、原則として所轄警察署に届け出ること。広場内に残置された自転車等で持ち主が不明であり、明らかに廃棄物と判断される物については、一定期間保管した後処分すること。なお、廃棄したものがどうか疑わしい場合は一定期間、撤去要請の告示（貼り紙）をした後処分すること。

ケ 不法投棄への対策

管理施設内への不法投棄を防ぐよう万全を期すこと。

コ 放置自動車・放置自転車の処理

放置自動車とは、10日以上放置された車両を言い、敷地内への不当な駐車が続いている車両の記録を取り、10日経過後に警告書を貼付し、市長に報告するものとする。なお、放置自動車のレッカー移動等は市が指定管理者の協力のもと実施する。また、10日以上放置された自転車は放置自転車という。放置自転車については、市長に報告し、市が提供する警告文を貼付の上、指定された期間持ち主が現れなかった場合、市の指定する放置

自転車保管場所へ搬入を行う。

サ 損害賠償責任に関する事項

指定管理者は、施設及び設備の管理運営に起因する損害又は傷害についてその責任を負う。指定管理者は必要に応じて施設管理者賠償責任保険に加入し、その場合の費用は指定管理者の負担とする。

シ 管理運営等に係る申請書等の作成

指定管理者は、豊田市スポーツ施設利用システム（以下、「T O S S」という。）に係る申請書等以外の書類について、既存の様式等を参考とし適宜作成すること。また、様式の仕様に際しては市の承認を受けること。

ス 自動販売機の設置について

- ① 指定管理者は、施設敷地内に自主事業で自動販売機を設置するものとする。ただし、自動販売機の設置が困難な個別の事情がある場合及び自動販売機を設置しない合理的な理由がある場合は、市と指定管理者の協議により、設置の有無を判断するものとする。
- ② 指定管理者は、施設敷地内に自動販売機を設置する場合、市と行政財産の賃貸借契約を結ぶこと。
- ③ 設置場所、貸付料の金額及び納入時期等、自動販売機の設置運営に必要な事項については、前項の契約書内で取り決める。

セ その他の業務

職員の出退管理、光熱水費の使用料確認その他必要と認める事項を行う。

## （２）受付等運営業務

体育施設利用に関する運用基準、T O S Sのマニュアル等に従い、適切な運営を行うこと。

ア 利用申請の受付等

- ① T O S Sを使った申請/取消・利用変更・使用料等の徴収
- ② 施設内容や安全管理に関する利用者への説明及び指導
- ③ T O S S（パソコンによる利用申請）の研修、故障時の連絡・調整
- ④ T O S S利用者の登録等、端末機の利用指導

イ 備品等の貸出し

- ① 施設利用に伴う必要な備品の貸出し管理を行う。
- ② パソコン・コピー機については指定管理者で用意すること。
- ③ T O S S利用者端末・業務端末は市が購入した機器を使用すること。（維持費不要）

ウ 照明の操作

- ① 逢妻運動広場の夜間利用の際、利用者に利用時間を確認の上、使用料徴収、照明器具の点灯、消灯を行うこと。
- ② 体育館等の利用に際して照明を点灯した場合は、利用が片づけを含めて終了したことを実際に確認のうえ消灯すること。

## エ 休館日の案内

条例、規則に定める日以外に休館する場合は、市に事前に承認を受けるとともに、「広報とよた」への掲載、T O S Sへの入力、館内に案内掲示を行うなど利用者への周知を行うこと。

※「広報とよた」への掲載は、緊急の場合はこの限りではない。

## オ 使用料の減免

豊田市文化・スポーツ施設減免要綱に基づき使用料の減免の申請があった場合は、市で手続後、許可されたものについて減免すること。

## カ 利用調整の受付

市は、市及び利用調整団体（以下、団体という。）の優先利用の年間日程を、毎年度、一般利用の申請開始前に指定管理者に通知する。指定管理者は、この日程について優先的に利用を承認し、団体と事前打合せ等を行い、円滑な施設利用に努める。

なお、指定管理者は、4か月ごとに行われる4か月利用調整の申請書受付及び内容チェックを行い市へ提出し、結果通知が届いたら優先利用を承認し、団体と打合せを行う。

また、調整期間外の申請（利用調整外申請）があった場合、指定管理者は、市の承認を得て、申請書の受理及びT O S S予約入力を行う。なお、4か月調整は、概ね以下のスケジュールで実施する。

	4か月利用調整		
	4月～7月	8月～11月	12月～3月
募集期間	1月上旬	5月上旬	9月上旬
内定通知	2月上旬	6月上旬	10月上旬
利用の調整	内定通知発送後	内定通知発送後	内定通知発送後

## キ 市との連携

当該施設内の行為や設置など市の権限に属する許可に関する申請及び問い合わせがあった場合は、内容を把握したうえで市と連携して対応にあたること。また、大会等の実施にあたっては主催者との打合せを行い、地元住民や駐車場の調整を行うこと。

## （3）緊急時対応業務

### ア 各種訓練の実施

実施時には消防訓練実施届を消防署へ提出のこと。

- ① 地震、火災等防火訓練（年2回）
- ② 非常通報訓練

### イ 緊急対応体制の確立

事故や災害時（警報発令時含む）など迅速かつ的確に情報を伝達するとともに対応できる体制を確立すること。

- ① 緊急対応体制表を作成し、事務所内に掲示すること。

- ② 初期消火、避難誘導、関係機関への通報
- ③ 利用者のケガ等の対応（救急車・応急措置）
- ④ 立入検査への立会い

ウ 届出書類の作成

- ① 消防計画・防火管理者選解任届の消防署への届出
- ② 地震防災応急計画の作成及び市への届出
- ③ 緊急対応マニュアルの作成及び市への提出

エ 研修（講習会）

普通救命講習（A E D含む）、救急法、防火管理者等年間を通じて研修を実施・参加させること。

（4）その他

ア 指定管理者は施設利用を促進するため、自主事業（教室・イベント等）を実施することができる。ただし、自主事業の実施に際しては、市の利用調整を優先するものとし、また、自主事業に必要な経費は、指定管理者が負担するものとする。

イ 周辺施設・地域との協調関係を保つこと。

ウ 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修（C S研修、救急法等）を年間通じて実施すること。

エ 障がい者・高齢者・子ども等すべての利用者にとって利用しやすい施設になるよう、豊田市のガイドライン「ユニバーサル市役所「とよた」ガイドライン」に沿って管理運営すること。

## 7 維持管理に関する業務

施設を常に適正かつ安全に維持するために、施設の保守点検・法定点検を実施するとともに、職員による日常点検・自主点検、簡易修繕を実施する。その他建築設備についても、作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに準じて実施すること。

（1）職員による日常の保守点検業務等

ア 建築物及び建築設備に関する保全業務

- ① 日常点検・自主定期点検マニュアルに基づく点検、簡易修繕
- ② 施設の安全管理
  - ・設備・機器類の運転と停止操作（空調設備他）
  - ・使用終了後の備品類及び建物本体の点検

イ 備品の管理保全

- ① 各種備品の保管状況の確認、機能の確認、数量確認
- ② 備品の定期的な修繕
- ③ 設備図面の整理・保管

ウ 電気・防災

### ①点検項目

- ・照明器具の電球交換
- ・消火器の点検（位置確認、使用期限及び封印切れの確認）
- ・非常照明の点灯確認・バッテリー確認
- ・避難通路の確保
- ・消火栓点検（表示灯の点灯・点滅、ホースなど）
- ・消防法に関する点検・確認項目参照
- ・利用者に対する指導（定員遵守、喫煙場所指導、危険物の持込み確認）

### ②故障（警報）の復旧等対処

- ・火災報知機の発報の復旧操作及び対処
- ・消火栓ポンプの起動の復旧操作及び対処
- ・誘導灯信号装置（フリッカー）の点滅
- ・漏電、過電流による停電の復旧作業及び対処

## 工 ガス、給排水

### ① 点検項目

- ・ガス器具点検（ホースの破損など）
- ・ガス使用確認（臭気、元栓）
- ・ガスメーターの確認
- ・水道メーターの検針（漏水対策）
- ・便所、湯沸室のつまりや水漏れ確認
- ・便所床排水トラップ確認（臭気）

### ② 故障（警報）等の復旧等対処

- ・ガス警報機の発報の復旧作業及び対処
- ・地中内での漏水の復旧及び対処
- ・下水の集水柵の管理は豊田市上下水道局下水道管理課が行う。  
異常を発見した場合は、市スポーツ課を通じて下水道管理課へ連絡すること。

## オ 空調（冷暖房）

### ① 操作及び保守

- ・省エネ運転（利用状況に応じて対応）
- ・温度調整（季節に応じて対応）
- ・機器の運転時異常音確認

### ② 異常時の復旧及び対処

- ・冷暖房の効きの不良の対処
- ・機器の起動異常（不着火）の復旧  
※主な原因：燃料供給異常、着火装置異常

## カ 警備

- ① 警備機器の操作確認（防犯、火災、非常通報）
- ② 施設全体で施錠個所の施錠確認

## キ 清掃、ゴミ処理

- ① 施設内の整理整頓、館内を含めた日常清掃（特に風除室、ロビー、階段、廊下、便所等の利用が多い場所）を行うこと。
- ② ゴミの分別処理管理を徹底徹底すること。  
なお、大会・イベント等で発生したゴミ等は、主催者が処理するよう指導する。
- ③ 草刈等の処理にかかる搬出先は以下のとおりとする。

品目	処理先	処理施設住所	連絡先
草刈	渡刈クリーンセンター	豊田市渡刈町大明神 3 9 - 3	28 - 2000
せん定枝	(株)鈴鍵	豊田市矢並町和合 9 5 7 - 1 豊田市矢並町和合 9 5 6 番 豊田市矢並町和合 9 4 6 番ほか 7 筆 豊田市和合町田螺池 2 4 7 番 2 ほか 1 筆	41 - 2003
	コメジ・ソシオ(株)	豊田市長沢町井上 4 2 番地	58 - 1100
	フルハシ EPO(株)	豊田市長沢町井上 4 2 番地	42 - 8561
竹	渡刈クリーンセンター	豊田市衣ヶ原 4 丁目 5 番 8	28 - 2000

## ク 植栽管理

施設利用者の安全を心がけ、巡視による外観点検を行い、必要に応じて枝打ちや簡易除草等を適宜行うこと。

## ケ その他注意事項

- ① 体育館
  - ・ 体育器具を常に良好な状態に保つための日常点検及び補修を行うこと。
  - ・ 体育館及び諸室の利用終了後、利用者に対してモップかけ、清掃、用具の整理等を行うよう指導する。
- ② グラウンド等
  - ・ 日常的にグラウンド及び附帯施設の巡視点検、整地及びゴミ拾い等を行い、定期的に除草、排水施設の泥上げ等を行うこと。
  - ・ 指定管理者は、グラウンド使用終了後、利用者に対してグラウンドの整備、清掃、用具の整理等を行うよう指導すること。
  - ・ 必要に応じて除草、樹木管理、道具の手入れ、その他施設の保守管理等を行うこと。

③ その他全般

- ・ 日常的に敷地内や建築設備（自動ドアや昇降機等）の点検を実施し、安全管理を徹底すること。利用者に危険が及ぶと判断したときは速やかに利用停止措置等を取り、修繕等の所要の措置を講じること。
- ・ 落葉時期は植栽区域周辺を中心に日常的に清掃を行うこと。
- ・ 除草等を随時行うこと。高木等の樹木について、枝等が利用者の邪魔にならないよう選定等適切な処置をすること。
- ・ 側溝、排水桝等の排水設備の点検及び清掃を行うこと。
- ・ 必要に応じて建築物の屋根、樋等の清掃を行うこと。
- ・ 施設内に設置してあるAED、モニュメント、その他市から依頼する点検等を実施し、結果を市に報告をすること。
- ・ 施設内の巡回を行うなど、施設の保安維持に努めること。

(2) 施設管理保守点検等業務

施設を適正かつ安全に維持管理するための保守点検等委託業務は、下記一覧に掲げる業務とし、別添「豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場管理運営業務仕様書－指示明細書」に従って実施すること。

業務	内容	備考
A 空調設備	設備機器等の能力維持及び快適な環境の維持	空冷式ヒートポンプ、換気扇、全熱交換器、給排気ファンの点検等
B 昇降機	昇降機の常時安全かつ良好な運転状態の維持	かご、昇降路、出入口等の外観及び機能点検
C 防災消防用設備	自動火災報知設備、非常警報設備、消火器等の機器点検	総合点検及び各種機器点検
D 警備業務	機械警備による防犯、火災、非常通報	異常があれば随時。毎日の機械警備の作動
E 定期清掃	床面洗浄、ワックス塗布、ガラス清掃等による美観・衛生保持	床面洗浄、ワックス塗布、ジュータンクリーニング、窓ガラス清掃、床面清掃等
F 日常除草・清掃	館内、屋外の清掃、除草	館内清掃、屋外清掃、ゴミ屑清掃、除草等
G 一般廃棄物	一般廃棄物運搬処理等	一般廃棄物、資源の収集運搬
H 産業廃棄物	産業廃棄物運搬処理	廃プラスチック類、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、混合物、飲料用かん・びん等
I 植栽管理	樹木・列植の剪定、消毒、施肥等による美観維持	樹木、列植、芝の管理
J 自動扉	自動扉設備の常時安全かつ良好な運転状態の維持	ドアエンジン駆動部装置、ドアエンジン懸架装置等各部・装置の点検・調整

K 体育器具	体育器具を常時安全かつ良好な状態の維持、破損部分の早期発見、事故の未然防止	各部位の磨耗、破損、変形等の点検及び各部位の調整
L 夜間照明	夜間照明設備を常時良好な状態で使用するための設備維持	照明塔10基、配電盤1基、殺虫灯10基
M 自家用電気工作物	電気事業法に基づく保安業務	年次点検等
N トレーニング機器	各部位の外観及び機能点検	指定管理者が別途調達する各機器が対象

※「添付資料1」中の甲乙について

- ・指定管理者が業務を再委託に出した場合、甲は当該施設の指定管理者を指し、乙は再委託業者を指す。
- ・指定管理業者が業務を再委託に出さず独自で行った場合、甲、乙とも当該施設の指定管理者を指す。

## 8 修繕関係業務

- (1) 指定管理者は、市との協議の上で、日常的な小規模修繕（予定価格が1件50万円以下の案件に限る）を実施するものとする。
- (2) 指定管理料に含める修繕料は、年間50万円を基本として年度協定書に定める金額とする。なお、当該修繕料に剰余金が発生した場合には、市が指示する方法により、市に返還するものとする。
- (3) 緊急な対応を要する修繕案件に関しては、市との協議の上で、その金額に関わらず指定管理者による修繕実施を要請する場合がある。なお、この場合の財源については、指定管理者の新たな自己負担が生じることのないよう適宜調整を図るものとする。
- (4) 指定管理者が修繕を行った場合には、その実施状況を事業報告書（月報）において市の指示する様式にて報告しなければならない。

## 9 管理運営に係る経費の負担

管理運営に係る経費のうち、市で負担するものは以下のとおりとする。

- (1) 大規模修繕費（市が必要と認めたもの）
- (2) 備品費（市が必要と認めたもの）
- (3) 建物総合損害共済（災害に伴う建物や建物に付帯するガラスの保険）
- (4) 指定管理料に含まれる年額50万円までの小規模修繕を超えた場合の小規模修繕費

## 10 協議

指定管理者は、この仕様書の規定内容その他、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合は、市と協議して決定する。



**豊田市西部体育館及び豊田市逢妻運動広場  
管理運営業務仕様書－指示明細書**

**A 空調設備保守点検**

1 業務の内容

空調設備等の点検整備を行い、設備機器等の能力維持及び快適な環境の維持を図る。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについてはそれに従って実施し、また仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。

※建築基準法第12条第4項の規定に基づく定期検査、フロン排出抑制法に基づく点検を実施すること。

2 保守点検対象設備

(空調設備機器)

機器名称	メーカー	形式	機器仕様	台数	設置場所
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP-1	ダイワ工業(株)	RSXYP680P	室外機	1	2F室外機置場 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP1-1	ダイワ工業(株)	FXYP280M	室内機 天井埋込ダクト形	1	1F談話室 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP1-2	ダイワ工業(株)	FVYCP280M	室内機 セパレート形	1	1F016- 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP-2	ダイワ工業(株)	RSXYP160P	室外機	1	2F室外機置場 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP2-1	ダイワ工業(株)	FXYP28MA	室内機 天井埋込カセット形	1	1F運営室 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP2-2	ダイワ工業(株)	FXYP56MA	室内機 天井埋込カセット形	2	1F事務室 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP-3	ダイワ工業(株)	RSXYP730P	室外機	1	2F室外機置場 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP3-1	ダイワ工業(株)	FXYP90MA	室内機 天井埋込カセット形	4	2F多目的室 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP3-2	ダイワ工業(株)	FXYS71M	室内機 天井ビルトイン形	2	2Fトレーニングルーム 年2回点検

空冷式ヒートポンプ (ビル用マルチ) EHP3-3	ダイト工業(株)	FXYFP45MA	室内機 天井埋込カセット形	3	2F会議室 年2回点検
空冷式ヒートポンプ (スカイエア) PAC-2	ダイト工業(株)	SZYCP63HV	室内機 天井埋込カセット形	1	1F談話室 年2回点検
※フィルター清掃 年4回実施					

(換気機)

機器名称	メーカー	形式	機器仕様	台数	設置場所
天井扇 CF-1	松下電工(株)	FY-32SG6	低騒音形	1	1F控室 年2回点検
天井扇 CF-2	松下電工(株)	FY-32SG6	低騒音形	1	2F倉庫(3) 年2回点検
天井扇 CF-3	松下電工(株)	FY-32SG6	低騒音形	1	2F倉庫(1) 年2回点検
天井扇 CF-4	松下電工(株)	FY-27S6	低騒音形	2	屋外便所 (男・女) 年2回点検
天井扇 CF-5	松下電工(株)	FY-24SK6	低騒音形	1	屋外多目的便所 年2回点検
天井扇 CF-6	松下電工(株)	FY-24SK6	低騒音形	2	1F更衣室 (1)、(2) 年2回点検
天井扇 CF-7	松下電工(株)	FY-24SK6	低騒音形	1	1F消化ポット室 年2回点検
天井扇 CF-8	松下電工(株)	FY-38SK6	低騒音形	1	2F倉庫(2) 年2回点検
天井扇 CF-9	松下電工(株)	FY-24XK6	低騒音形	1	1F給湯室 年2回点検

(給気・排風機)

機器名称	メーカー	形式	機器仕様	台数	設置場所
全熱交換機 HEX-1	ダイト工業(株)	VAM250GAS	天井埋込形	1	1F事務室 年2回点検
全熱交換機 HEX-2	ダイト工業(株)	VAM150GAS	天井埋込形	2	1F運営室 談話室 年2回点検

全熱交換機 H E X - 3	ダイワ工業(株)	VAM500GAS	天井埋込形	4	2F多目的室 年2回点検
全熱交換機 H E X - 4	ダイワ工業(株)	VAM800GAS	天井埋込形	2	2Fトレーニングルーム 年2回点検
全熱交換機 H E X - 5	ダイワ工業(株)	VAM350GAS	天井埋込形	3	2F会議室 2F体力測定室・ 健康体力相談室 年2回点検
給気ファン F S - 1	荏原	2SRM3 0.4kw		1	年2回点検
排気ファン E F - 1	荏原	2SRM3 0.4kw		1	年2回点検
排気ファン E F - 2	荏原	#3 1/2SRM3 2.2kw		1	年2回点検
排気ファン E F - 3	荏原	#1 1/2SMUR 6.15S		1	年2回点検
排気ファン E F - 4	荏原	#1 1/2SMUR 6.15S		1	年2回点検
排気ファン E F - 5	荏原	2SMU 6.8		1	年2回点検
排気ファン E F - 6	荏原	#1 3/4SMU 6.5		1	年2回点検
排気ファン E F - 7	荏原	2SMU 6.8		1	年2回点検
排気ファン E F - 8	荏原	2SMU 6.8		1	年2回点検
※フィルター清掃 年4回実施					

### 3 点検項目

①空冷式ヒートポンプ装置	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】</p> <p>室外機点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② 熱交換器汚れ点検</li> <li>③ 電源電圧・運転電圧・運転電流の点検</li> <li>④ 絶縁抵抗測定</li> <li>⑤ 冷媒漏れ点検</li> <li>⑥ 運転音点検</li> <li>⑦ 運転冷媒圧力点検</li> </ul> <p>室内機点検</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② 熱交換器汚れ点検</li> <li>③ 運転電流の点検</li> <li>④ 絶縁抵抗測定</li> </ul>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 冷媒漏れ点検</li> <li>⑥ 運転音点検</li> <li>⑦ 吹出し温度測定</li> <li>⑧ Vベルトの点検（EHP1-2）</li> </ul>
②全熱交換器	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】 全熱交換器</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② エlement汚れ点検</li> <li>③ 運転電流の点検</li> <li>④ 絶縁抵抗測定</li> <li>⑤ 運転音点検</li> </ul>
③給排気ファン	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】 シロッコファン（3台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② Vベルトの点検</li> <li>③ 運転電流の点検</li> <li>④ 絶縁抵抗測定</li> <li>⑤ 運転音点検</li> </ul> <p>ストレートシロッコファン（6台）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② 運転電流の点検</li> <li>③ 絶縁抵抗測定</li> <li>④ 運転音点検</li> </ul>
④天井扇	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】 天井扇</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外観点検</li> <li>② 運転動作点検</li> <li>③ 運転音点検</li> </ul>
⑤エアフィルター清掃 （切替期）	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】 ビル用マルチ室内機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 天井埋込ダクト形（2枚）×1台</li> <li>② セパレート形（3枚）×1台</li> <li>③ 天井埋込カセット形（1枚）×10台</li> <li>④ 天井ビルトイン形（1枚）×2台</li> </ul> <p>スカイエア室内機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 天井埋込カセット形（1枚）×1台</li> </ul> <p>全熱交換器プレフィルター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①天井埋込ダクト形（2枚）×12台</li> </ul>
⑥エアフィルター清掃 （中間期）	<p>【年2回（冷房・暖房時のシーズン切替時）】 ビル用マルチ室内機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 天井埋込ダクト形（2枚）×1台</li> <li>⑥ セパレート形（3枚）×1台</li> <li>⑦ 天井埋込カセット形（1枚）×10台</li> <li>⑧ 天井ビルトイン形（1枚）×2台</li> </ul> <p>スカイエア室内機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>② 天井埋込カセット形（1枚）×1台</li> </ul> <p>全熱交換器プレフィルター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①天井埋込ダクト形（2枚）×12台</li> </ul>

#### 4 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め、業務従事する技術者の指揮監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度、甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## B 昇降機（エレベーター）保守点検

### 1 業務の内容

点検は建築基準法第12条に基づく法定検査に加え、定期点検（1回／3ヶ月）及び遠隔点検（1回／1ヶ月）を実施するものとする。また、保守及び故障等（広域災害は除く）の緊急時でも最短の停止時間で昇降機を復旧するよう措置すること。安全に作業を実施するため、安全管理体制の構築等必要な措置を講じること。

（昇降機仕様）

メーカー	東芝エレベーター株式会社															
機種	SP11-CO45-2															
積載荷重	750kg（定員11名）															
定格速度	45m/min															
運転操作方式	交流インバータ制御方式															
停止階床	1、2階（2箇所）															
昇降行程	3,900mm															
かご内法	開口 1,400mm × 奥行 1,350mm															
ドア方式	電動式 2枚戸中央開き															
出入口寸法	間口 900mm × 高さ 2,100mm															
主ロープ	5Φmm 8本（2:1ローピング）															
電源	動力	AC 200V 60Hz														
	照明	100V 60Hz														
電動機	3.5kw															
<p>&lt;備考&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>地震時管制運転（S波）</td> <td>荷摺 SUS w300×t1.5（3面）</td> </tr> <tr> <td>停電時自動着床装置</td> <td>床マット</td> </tr> <tr> <td>車椅子仕様（かご、乗場）</td> <td>磁気式保護マット</td> </tr> <tr> <td>音声案内装置</td> <td>発音ボタン（かご、乗場）</td> </tr> <tr> <td>視覚障害者対策（点字銘板、床ゴムマット）</td> <td>フェッシャープレート</td> </tr> <tr> <td>多光軸ドアセフティ（2D）</td> <td>車椅子ボタ（かご、乗場）高さ600</td> </tr> <tr> <td>非常放送スピーカー（消防法認定品）</td> <td>到着チャイム（かご電子チャイム）</td> </tr> </table>			地震時管制運転（S波）	荷摺 SUS w300×t1.5（3面）	停電時自動着床装置	床マット	車椅子仕様（かご、乗場）	磁気式保護マット	音声案内装置	発音ボタン（かご、乗場）	視覚障害者対策（点字銘板、床ゴムマット）	フェッシャープレート	多光軸ドアセフティ（2D）	車椅子ボタ（かご、乗場）高さ600	非常放送スピーカー（消防法認定品）	到着チャイム（かご電子チャイム）
地震時管制運転（S波）	荷摺 SUS w300×t1.5（3面）															
停電時自動着床装置	床マット															
車椅子仕様（かご、乗場）	磁気式保護マット															
音声案内装置	発音ボタン（かご、乗場）															
視覚障害者対策（点字銘板、床ゴムマット）	フェッシャープレート															
多光軸ドアセフティ（2D）	車椅子ボタ（かご、乗場）高さ600															
非常放送スピーカー（消防法認定品）	到着チャイム（かご電子チャイム）															

（保守点検項目）

部位・装置		点検
運転状態	戸開閉状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドア開閉時の振動、異音、開閉動作の円滑さ</li> <li>・ ドア開閉時の減速状態、開閉時間、戸開時間</li> <li>・ 戸閉め安全装置の反転動作、反転時スリップ、シューの状態</li> </ul>

	かご走行状態	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スタートショック</li> <li>・ 振動、騒音（摺動音、衝突音、かご室共振音）</li> <li>・ 減速ショック、減速中の振動</li> <li>・ ストップショック、着床誤差</li> </ul>
	オペレーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かご呼び、ホール呼び応答</li> <li>・ 各階停止運転機能</li> </ul>
かご	かご上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 無負荷上昇、無負荷下降かご速度</li> <li>・ 非常止め装置状態</li> <li>・ 整頓、清掃</li> <li>・ 各SW機能</li> <li>・ 着床SWの通り芯、動作位置、清掃、コネクタ装着状態</li> <li>・ ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧、グリスアップ、取り付けボトル緩み</li> <li>・ 摩擦ダンパーの磨耗、要すれば清掃、スプリング寸法、ボルトナットの緩み</li> <li>・ セフティー取り付け状態、要すれば清掃</li> <li>・ 巻上ロープヒッチ部のダブルナット、割ピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け</li> <li>・ 調速機ロープヒッチ部のヒンジピン、割ピン、ソケット錆</li> <li>・ ロードセル、リニアホーマー、ウェイト、操作子の取り付け状態、スプリング寸法</li> <li>・ ファンの保護網清掃、防振ゴム</li> <li>・ 配線被覆の損傷、劣化、コネクタ装着状態、端子台の汚れと劣化</li> <li>・ 照明グローブ内清掃</li> <li>・ 発錆の恐れのある箇所に給油</li> <li>・ メインレールオイル給油機の油量確認</li> </ul>

	かご戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアロープ、チェーン、ベルトの磨耗、破断、通り芯、ベルト捻れテンション、錆</li> <li>・ ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷</li> <li>・ レールの清掃、偏磨耗、腐食</li> <li>・ ドアSW動作位置寸法、押し代、接点汚れ、荒れ、磨耗</li> <li>・ カミソリの取り付け状態、変形、磨耗、カミソリとシルの隙間、作動・固定カム</li> <li>・ カムSWの接点荒れ、ビス緩み、動作位置寸法</li> <li>・ ドアモーターのブラシ、コンミュテーター気吹き清掃、荒れ、磨耗</li> <li>・ ドアリンクの各部支点、ベアリンク、ボルトナット緩み</li> <li>・ 近接SWの汚れ、破損</li> <li>・ ドア位置検出板のガタ、取り付け状態、近隣SWとのクリアランス、近接SWとの隙間</li> <li>・ かごシル溝の変形、シルスポンジ取り付け状態</li> <li>・ ドアセーフティシューの取り付け状態、配線保護スプリング、SW取り付け、動作位置寸法、下端ゴム取り付け状態</li> <li>・ 減速機のバックラッシュ、ギア磨耗</li> <li>・ ドアシュー磨耗、変形、ビス緩み</li> <li>・ ドアコントロールユニットのエラー確認</li> <li>・ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態</li> <li>・ 減速機ギアにグリス塗布</li> </ul>
	かご下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清掃、発錆状況（適時錆止め処理）</li> <li>・ 荷重検地SW取り付け、SW機能</li> <li>・ テールコード、コンペンチェーンのヒッチ部</li> <li>・ ガイドシューギブの磨耗、動き、押し圧（スプリング寸法）、グリスアップ、取り付けボルトの緩み</li> <li>・ セーフティリンクのボルトナット緩み、要すれば支点部給油</li> <li>・ セーフティ各部状態、要すれば清掃</li> <li>・ ロードセル・リニアホーマー・ウェイト・操作子の取り付け状態</li> <li>・ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態</li> </ul>
昇降路	巻上機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 異常音、清掃</li> <li>・ シーブ溝の磨耗、ひび割れ、欠損</li> <li>・ 配線被覆、端子被覆、端子緩み</li> <li>・ 軸受けのグリスアップ</li> </ul>
	調速機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リミットSW・ロープつかみ動作速度</li> <li>・ リミットSW機能、各部清掃、回転時異音</li> <li>・ 各部の発錆状態、ピン、リンク摺動部に給油</li> <li>・ シーブ溝の磨耗、ひび割れ、欠損</li> <li>・ 軸受けのグリスアップ</li> <li>・ 配線被覆、端子廻りの汚れ、コネクタ装着状態</li> </ul>



ブレーキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 動作状態、異常音</li> <li>・ ライニングの隙間</li> <li>・ 吸引・保持電圧</li> <li>・ スリップ距離、ロープスリップ</li> <li>・ スプリング長</li> </ul>
昇降路用品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各SW機能</li> <li>・ 上部・下部リミットSW内部点検（接点荒れ、ヘタリ）、コネクタ装着状態</li> <li>・ レールの取り付け状態（クリップ緩み）、傷、汚れ、錆</li> <li>・ テールコードの損傷、捻れ、走行軌跡、養生品</li> <li>・ 巻上ロープの錆、テンション（スプリングばらつき）</li> <li>・ 取り付け状態、直径、磨耗、発錆、キック</li> <li>・ 長速機ロープの直径、磨耗、キック、グリップ緩み、ガイドの取り付け状態</li> <li>・ セレクターテープの亀裂、ガイド取り付け状態、錆、爪の欠損、給油状態</li> <li>・ コンペンチェーンの捻れ、発錆、芯ロープ破断、ネットの状態、油の塗布状態</li> <li>・ 配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ</li> <li>・ 周壁の状態、租ゴミ清掃</li> </ul>
つり合いおもり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ガイドシューギブの磨耗、変形、取り付けボルトナット緩み</li> <li>・ ロープヒッチのダブルナット、割ピン、スプリング（変形、折損、寸法の不揃い）ソケット錆、制振装置取り付け</li> <li>・ コンペンヒッチのチェーンフック取り付け状態</li> <li>・ テープヒッチのボルトナット緩み、テンション</li> <li>・ ウェイト押さえの状態、ウェイト積載状態</li> <li>・ カウンターレールオイル給油器の油量確認</li> </ul>
ピット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巻上ロープのピットクリアランス</li> <li>・ オイル緩衝機器作動状態、油量</li> <li>・ ピット清掃、レールオイルの廃油、レール終端部清掃</li> <li>・ 調速機テンショナーの取り付け状態、異常音、磨耗</li> </ul>

出入口	制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電源回路、電動機主回路、制御回路、ドア回路、信号回路、照明回路の絶縁抵抗</li> <li>・ ブレーキ開放レバーの機能</li> <li>・ エラー表示、ファン異音</li> <li>・ 制御盤扉の施錠、SW機能、制御盤・昇降路最上部照明の点灯状態</li> <li>・ 電源、操作、AVR、荷重電圧</li> <li>・ リレー・コンタクター動作状態、接点荒れ、磨耗</li> <li>・ 階床データのデータセット</li> <li>・ ヒューズ取り付け状態、劣化</li> <li>・ 抵抗・コンデンサー・ダイオードの変色、劣化、ハンダ付け部劣化</li> <li>・ 配線被覆の損傷、固定状態、コネクタ装着状態、端子の緩みと抜け、端子台の汚れと劣化</li> <li>・ 基盤・ユニットの取り付け、装着状態</li> </ul>
	乗り場戸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドアパネルのチリ、重なり代、吊り状態</li> <li>・ ドアロープの磨耗、破断、錆、ヒッチ部増し締め</li> <li>・ ハンガーローラーの磨耗、エキセンローラーの隙間、各ローラーの損傷</li> <li>・ レールの清掃</li> <li>・ クローザーロープの磨耗、破断、リンクの状態、スプリングフック部の給油、ロープウェイト連結部の締め付け</li> <li>・ インターロック機能</li> <li>・ ロック装置のロック状態、関係寸法</li> <li>・ ドアSW接点の磨耗、汚れ、荒れ、ワイプ量</li> <li>・ 係合ローラーの磨耗、変形、ビス締め付け</li> <li>・ 配線固定状態、配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態・汚れ</li> <li>・ 各連結部、発錆の恐れのある箇所給油</li> </ul>
	乗り場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ かご位置表示灯・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代</li> <li>・ パーキングSWの接点状態</li> <li>・ 配線端子の状態、コネクタ装着状態</li> <li>・ 基板・ユニットの外観汚れ、装着状態</li> </ul>
	かご室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 操作盤の取り付け、破損、変形、各SW機能、SWボックス施錠</li> <li>・ 非常SW機能</li> <li>・ かご位置表示・押しボタンの点灯、破損、変形、汚れ、セリ、押し代</li> <li>・ 停電灯の点灯</li> <li>・ 連絡装置の外部との通話テスト（警報レベル含む）</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 照明点灯状態、グローブ内清掃</li> <li>・ 基板、ユニットの外観汚れ、装着状態</li> <li>・ 配線被覆の損傷・劣化、コネクタ装着状態</li> <li>・ かごパネル汚れ、破損、変形、表示物汚れ・紛失</li> </ul>
付加 装置	地震時管制運転	・ 機能確認、バッテリー電圧・乾燥剤確認
	停電時自動着床	・ バッテリーの補水・電圧・外観・充電器・NLによる 運転確認
	オートアナウンス	・ 動作確認
	トスビームドア センサー	・ 取り付け状態、動作確認

## 2 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め、業務従事する技術者の指揮監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度甲・乙協議の上業務を行うこと。

## C 防災消防用設備保守点検及び防火対象物定期点検

### 1 業務の内容

防災消防用設備保守点検は総合点検を年1回、機器点検を年1回実施とし、作業基準は、消防法第17条、第17条3の3および建築基準法第12条第4項に従って行うこととし、常に完全に作動する状態に維持すること。また、薬剤・潤滑油等補充、機器点検整備、消防機関への報告書作成等一切を含むものとする。また本仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については実施するものとする。

上記に加え、消防法第8条2の2に基づく防火対象物定期点検を行うこと。

### 2 保守点検対象設備

設備名称	仕様	数
受信機	P型1級 L20	1
発信機	P型1級	7
差動式感知器	スポット型 2種	33
定温式感知器	スポット型 1種 75℃	1
定温式感知器	スポット型 特種 65℃	15
定温式感知器	スポット型 防爆型 70℃	1
煙感知器	非蓄積型	7
光電式分離型感知器	2種	4
表示灯		7
非常放送 増幅器出力		1
非常放送 スピーカー		43
誘導灯		15
誘導灯信号装置		1
屋外消火栓		
消火器		17
非常電源設備 (発電機)		1式

### 3 保守点検整備方法

#### (1) 消火栓設備

- ① ポンプ本体の清掃およびグランド増し締め
- ② 呼水タンク内外の清掃及びボールタップの調整
- ③ 消火栓起動ランプの点灯確認 (不点の物は取替え)
- ④ 起動装置による作動試験 (放水試験含む)
- ⑤ 不良パッキン類の交換
- ⑥ 絶縁抵抗測定
- ⑦ 消火栓収納箱内外の清掃
- ⑧ 消火栓ホース耐圧検査

## (2)自動火災報知機設備

### <受信機>

- ①内部回路直流電圧チェック
- ②端子の増し締め
- ③各主音響装置鳴動試験
- ④各表示灯の点灯確認（不点の物は取替え）
- ⑤各感知器、発信機発報による連動試験、非連動機能の確認
- ⑥機器内外の清掃
- ⑦絶縁抵抗測定

### <発信機>

- ①発信スイッチによる音響鳴動、表示点灯の確認
- ②非常用電話器による通話試験
- ③機器の清掃

### <感知器（火報・防排煙・ガス漏れ）>

- ①設置後の用途変更、間仕切り変更等による未警戒部分の発生確認
- ②感知部に機能上障害となる埃、塗装等の付着物が無いよう確認
- ③塵埃、水蒸気等の滞留によって機能障害を起こしていないか確認
- ④変形、損傷、脱落、腐食等が無いか確認
- ⑤各感知機の発報試験を行い各機器が正常に作動(連動)するか確認
- ⑥感知器の清掃（高天井を除く）
- ⑦感知器が不良の場合、機器の洗浄、購入迄の間乙の負担にて予備品を支給すること。また、感知器の洗浄にかかる費用は、乙の負担とする。

## (3)誘導灯・誘導灯信号装置設備

- ①停電、火災発生時を想定しての作動試験（感知器連動）
- ②減光、消灯、点灯、非常点滅器の作動確認
- ③バッテリーの電圧チェック。バッテリーが不良の場合は、購入迄の間乙の負担にて予備品を貸与すること。
- ④絶縁抵抗測定
- ⑤機器内外の清掃

## (4)消火器

- ①外観およびラベル、封印等のチェック
- ②表示板の設置確認、機器の清掃
- ③詰め替えは、甲の指定する各施設の粉末消火器設置数の2割以上とする。

## (5)緩降機

- ①錆、損傷等の有無確認
- ②設置アンカーの強度確認
- ③機器、収納箱内外の清掃および取扱説明板の清掃

- ④砂袋等による降下試験
- (6)非常警報設備
- ①停電、火災発生時を想定しての作動試験（感知器連動）
  - ②各スピーカーの音量測定
  - ③絶縁抵抗測定
  - ④機器内外の清掃

#### 4 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め、業務従事する技術者の指揮監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## D 警備（機械）業務委託

警備業務については、警備会社と契約して以下に記載する内容の警備を実施するものとする。詳細な契約仕様条件については、次ページ以降に現在の警備会社との仕様書を示す。

### 1 業務の内容

- (1) 火災、盗難及び不良行為の拡大防止に関すること
- (2) 事故発生時における秩序維持に関すること
- (3) 事故確知時における関係先への通報、連絡に関すること
- (4) その他警備に付随する事項

### 2 警備の方法

防犯・火災・外部トイレについての異常を自動通報し、非常事態時の通報装置を備えた機械警備システムとする。また、1日1回（閉館してから開館するまでの間に1回。時間帯は不定期）の巡回警備を行うものとする。

### 3 機械警備の時間

#### (1) 防 犯

警報装置の開始信号受信時から解除信号受信時まで（施設休館日及び開館日の午後9時30分から翌午前8時30分）

#### (2) 火災異常

終日

#### (3) 外部便所異常

施設休館日及び開館日の午後9時30分～翌午前8時30分

### 4 警備機器

名称	製造社名	型式番号	電圧の有無	停電対策の有無	その他
通報機	キグ通信工業株式会社	KFC-503	DC10.8V ～14V	有(30分)	
電源装置	キグ通信工業株式会社	KPS-1215	DC14.4V	有(20分以上)	
リモコン	キグ通信工業株式会社	OT-404	DC12V	-	
ハットップセンサー (立体)	キグ通信工業株式会社	KP6111	DC9～18V	-	風除室左側除く
ハットップセンサー (長距離)	キグ通信工業株式会社	KP6121	DC9～18V	-	風除室左側のみ

①製造社名 ②型式番号 ③電圧の有無 ④停電対策の有無 ⑤その他

※非常通報の発信機はワイヤレス方式とし、館内のほとんどの範囲からの発信に対し、対応可能な方式とすること。

## 仕様書（現在契約している内容）

この仕様書は、警備業務の大要を示すものであるが、契約書及び本書に記載されていない事項であっても、現場の状況に応じ必要と認められる軽微な警備業務については、契約金額の範囲内で誠意をもって実施するものとする。

### 1 委託業務の概要

- (1) 対象物件 豊田市西部体育館
- (2) 警備内容 防犯業務及び火災異常対応業務

### 2 対象施設

- (1) 名称 豊田市西部体育館
- (2) 所在地 豊田市西新町 ほか 地内
- (3) 施設概要 延床面積 3,651㎡  
建物構造 鉄筋コンクリート造・一部鉄骨造  
階構成 地上2階建

### 3 警備方法

#### (1) 機械警備

ア 立体感知機能を有する機器による機械警備とする。（機械は受託者設置）

<警戒エリア> 外部に接する各部屋及び出入口とする。

- 1階 ①事務室 ②風除室 ③ロビー（風除室と併用も可）  
④器具庫(1) ⑤談話室 ⑥競技場（アリーナ）  
⑦控席（観客席）
- 2階 ⑧研修室 ⑨トレーニングルーム ⑩通路  
⑪ 1階エリアへの通用階段付近
- 外部 ⑫多目的トイレ（非常呼び出し対応）

イ 警備の開始解除を行うリモコンは事務室東側の職員通用口に設置すること。

ウ 無人時（休館日及び夜間早朝）に外部多目的トイレにおいて非常呼び出しがある場合は警備員が緊急出向し、必要な措置を講じること。

エ 異常がある場合は、受託者に警備信号を発信し、警備員が緊急出向し、安全措置を講じること。

オ 委託者の指示した日から機械警備が出来るように、所要機器の取付けを完了すること。なお、機械の取付けは、既設配管を用い配線等の露出は最小限とすること。また、同日までに取付けが未完了の場合は常駐警備方法により本仕様と同等の警備を実施すること。

カ 明らかに受託者の責に帰すべき事由により正常な機械警備ができない場



合は、常駐警備方法により本仕様と同等の警備を実施すること。

- キ 使用する通信回線は、機械警備に支障をきたさない通信回線を使用すること。
- ク 機械警備を実施する時間は、職員退勤時から出勤時までとする。但し、火災異常対応は24時間実施すること。
- ケ 機械警備に使用する機器及び設置位置は、警戒エリアを効率的に警備できる機器及び位置を検討し、委託者の承諾を得て設置すること。
- コ 機械警備の解除・開始は、個別識別できるICタグ又はICカードで行うものとする。

#### 4 損害賠償

警備実施中に明らかに受託者の責に帰すべき事由により、委託者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。

#### 5 警備実施状況及び事故発生報告

実施状況の報告は、警備実施状況報告書として毎月2部提出し、事故が発生した場合は、事故発生報告書をすみやかに提出すること。

#### 6 その他

本明細書に定めのない業務実施に関わる事項については、必要の都度甲乙協議の上文書にて取り決める。

## E 定期清掃

### 1 業務の内容

当清掃業務を実施することにより、下記対象施設の美化に務めるとともに環境衛生上良好な状態を保ち、施設業務に支障の無いように施設を維持すること。

### 2 清掃面積・回数及び清掃方

下記9「清掃作業総合基準表」等（以下「基準表等」）に基づいて実施する。  
※基準表等に示す日常・準日常清掃回数は最低実施回数であり指定管理者・清掃員の判断、又利用状況等に応じ必要な場合は速やかに対処すること。

### 3 作業日程

作業日は、施設の業務に支障をきたさない日時とし、あらかじめ甲・乙の協議・調整のうえ決定する。但し、利用状況により甲が日程の変更を申し出た場合、乙は速やかに対処をすること。

### 4 作業員

- (1) 乙は作業責任者を任命し、作業員の指導及び作業の管理・監督を行うこと。
- (2) 清潔な作業服（制服）を着用し、名札を着けること。
- (3) 施設及び利用者に迷惑をかけずに作業できる優秀な人材であること。特に利用者に対する言動には注意し、誤解を招くことのないようにすること。
- (4) 心身共に健康で業務に充分耐え得る人材であること。

### 5 危険防止及び物品の損傷防止

- (1) 高所・通路上における作業の実施にあたっては、作業者は勿論、利用者・施設職員の安全確保のため危険防止の対策をすること。
- (2) 清掃作業が原因で起きた災害・事故及び物品の損傷は、乙がその責任の全てを負うこととする。
- (3) 清掃作業が原因で発生した材質の変化や損傷は、乙が責任をもって現状復帰をすること。

### 6 清掃機器・諸材料等

- (1) 清掃に使用する機械・器具・洗剤・ワックス・各種消耗品等は乙が用意し、施設を損傷することのないよう適正良質なものを使用すること。又、それらの種類の変更に起因する異常が甲の施設・設備に発生した際には、乙の責任において復旧すること。
- (2) 清掃に使用する材料の一切は乙の負担とし、電気・ガス・水道の使用料金は甲の負担とするが、乙は必要以上の使用は厳に慎むこと。

- (3) トイレトペーパー・石鹼液・ゴミ収集用袋等は甲が支給するものを常に補充すること。

## 7 作業方法

- (1) ガラス器具・鏡・陶器類・真鍮・ステンレス等金属類の清掃は、良質な乾布を使用し、損傷のないよう注意すること。
- (2) 手摺り等の金属部分は、光沢を維持するよう空拭きを原則とするが、酷い汚れは洗剤を用いて落とすこと。但し、鍍金・塗装部分には研磨剤入り洗剤は使用しないこと。
- (3) 机・椅子・ロッカー等は随時洗剤を使用して清掃し常に清潔さを保つこと。
- (4) 家具・備品・凹凸部分等の日々の清掃は除塵を重点に行うこと。
- (5) トイレの汚物入れ、湯沸かし室の茶殻・吸殻入れは毎日処理し、容器はその都度洗浄し清潔さを保つこと。
- (6) 施設敷地内に備え付けのゴミ箱・灰皿のゴミは、午前・午後各1回以上行うこと。
- (7) 玄関マットやマット下部の砂や泥は毎日掃き取ること。
- (8) 出入口や低所のガラスは随時清掃し、手垢等の汚れのないよう常に注意すること。
- (9) 施設敷地内は随時見回り、紙くず・空き缶・落ち葉・雑草等が散乱していないよう清掃すること。
- (10) 拾集したごみは、甲の指定する回収箱へ別紙「廃棄物・資源の分類一覧表」の分別方法で入れること。社員教育を徹底すること。
- (11) 屋上については、排水口が詰まらないよう清掃すること。
- (12) 日常清掃においてもワックス塗床部分に目を配り、必要に応じて簡易的にワックスを塗布すること。
- (13) ガラス清掃は、洗剤洗浄の後水拭き、水きりを施すこと。
- (14) 床清掃実施の際には、家具・備品をできるかぎり移動して家具・備品の下部にあたる部分も行うこと。
- (15) 基準表等において指示するワックス清掃は、剥離・洗浄・ワックス塗布を1工程とすること。但し、剥離作業をする必要がないと認められる部分については、甲の了解を得たうえで省略することも可とする。
- (16) 基準表等において指示するワックス清掃の最終回には、必ず剥離作業を実施すること。
- (17) 階段や床など水が付くと滑りやすく危険な場所には、滑りにくいワックスを選択し使用すること。但し、使用資材の変更時には甲の合意を得ること。
- (18) 清掃に使用する洗剤や器具の洗浄剤は以下の事項に配慮し選択すること。
  - ① 人体に影響を及ぼす恐れのあるものは使用してはならない。
  - ② 床材質や金属製品等に影響を及ぼす恐れのあるものは使用してはならない。

③公共下水道施設の水質に影響を及ぼす恐れのあるものは使用してはならない。

④その他使用後に何らかの影響が出ると予想されるものは使用してはならない。

(19) 基準表等に表記されている「適宜」とは、一日一回以上は必ず確認し、清掃が必要とされる場合はその都度対処する。

## 8 作業報告

(1) 作業当日、乙は作業開始前に甲に申し出てから作業を行い、同日の作業終了時に再び甲に申し出て日報2部に確認印を受け、その日報1部をその場に提出すること。

(2) 乙は、毎回の作業終了後には遅滞なく報告書・写真を提出すること。

(3) 乙は、作業中に故障・事故・トラブル等の支障が生じた場合には、作業を一時中断し、速やかに甲に報告し、甲・乙協議調整のうえ作業を再開すること。

## 9 清掃作業総合基準表

作業場所	床材質	面積 (㎡)	定期清掃				日常清掃		
			床面の洗 浄	床 面 ワ ッ ク ス 塗	床 面 ワ ッ ク ス 剥	ジ ュ ー タ ン シ ク ヤ リ	内 外 窓 ガ ラ ス 拭	床 清 掃 ・ 水 拭 き	
西部 体育 館  1 階	風除室・吐き	合成ゴムタイル	254	1回/ 月				適宜	適宜
	事務室内給湯室	長尺塩ビシート	4		年11 回	1回/ 年			適宜
	事務室	タイル・ハット	56				2回/ 年	適宜	適宜
	事務室ロッカー (1)(2)	長尺塩ビシート	8		年11 回	1回/ 年			適宜
	談話室	長尺塩ビシート	25		年11 回	1回/ 年		適宜	適宜
	控室	長尺塩ビシート	5		年11 回	1回/ 年		適宜	適宜
	器具庫(1)(2)	エポキシ樹脂系塗床	209	3回/ 年					適宜
	便所(男・女)	長尺塩ビシート	43		年11 回	1回/ 年			適宜
	多目的便所	長尺塩ビシート	7		年11 回	1回/ 年			適宜

	更衣室(1)(2)	長尺塩ビシート	68		年11回	1回/年			適宜
	更衣室内シャワーブース	磁器質タイル	16	適宜					適宜
	運営室	長尺塩ビシート	24		年11回	1回/年		適宜	適宜
	アリーナ	ガバザクフローリング	1,720	6回/年					
	控席（観客席）	長尺塩ビシート	244		年11回	1回/年			適宜
	屋外便所（男・女）	磁器質タイル貼り	13	1回/月					適宜
	屋外多目的便所	磁器質タイル貼り	6	1回/月					適宜
	消火ポンプ室	コンクリート	6						適宜
2階	研修室	ガバザクフローリング	126		6回/年			適宜	適宜
	倉庫(1)(2)(3)	長尺塩ビシート	73						適宜
	会議室、体力測定室、体力・健康相談	長尺塩ビシート	80		年11回	1回/年		適宜	適宜
	トレーニングルーム	タイルカーペット	87				2回/年		適宜
	便所（男・女）	長尺塩ビシート	42		年11回	1回/年			適宜
	多目的便所	長尺塩ビシート	7		年11回	1回/年			適宜
	通路	合成ゴムタイル	119		年11回	1回/年			適宜
	電気室	エポキシ樹脂系塗床	63						適宜
	ガラス清掃		1,077					4回/年	

※アリーナは、水拭きを行わないこと。

以上、本指示明細書に定めのない事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## F 日常除草清掃

### 1 業務の内容

当清掃業務を実施することにより、施設の美化に務めるとともに環境衛生上良好な状態に保ち、施設業務に支障のないように施設を維持すること。

### 2 委託日数等

#### (1) 屋内清掃

① 314日（開館日 313日+1月4日）

#### (2) 屋外清掃

① 160日以上

② ゴミ屑等清掃

#### (3) 除草（手取り）

① 4回/年 以上

② 敷地内（運動広場7, 872㎡、その他植栽部分7, 146㎡）

③ 集草処理を含む

#### (4) 屋外便所清掃

① 53回（1回/週）以上

② 屋外便所の清掃

#### (5) 資源・ごみの分別

① 53日 1回/週（「※廃棄物・資源の分類一覧表」参照）

### 3 清掃機械器具・諸材料等

(1) 清掃に使用する機械器具は、各清掃箇所により異なったその箇所に最適な物を使用するよう留意すること。

(2) 清掃に使用する材料及び光熱水費は、甲の負担とする。

### 4 重点清掃箇所及び作業

(1) 屋内便所の清掃及びトイレトペーパー、石鹸等の補充

(2) 玄関ホールの清掃

① 雑巾掛け

② 灰皿の清掃

③ 床の清掃

④ 玄関のガラス拭き

(3) 体育館の清掃

① 器具庫・更衣室の拭き清掃

② 観覧席の拭き清掃

③ アリーナの空拭き清掃

(4) 建物周辺の清掃と草取り及びゴミ・空き缶拾い等

- (5) 通路・階段の清掃
- (6) 各部屋の清掃
  - ①屋内及び設置物品の清掃
  - ②ガラス拭き
- (7) 屋外清掃
  - ①空き缶、紙屑等の拾集  
(拾集した資源、廃棄物は、別紙「廃棄物・資源の分類一覧表」のとおり分別を実施し、指定された場所まで搬出し整理すること。)
- (8) 屋外便所の清掃及びトイレトペーパーの補充
- (9) 資源・ごみの分別
  - ①資源、廃棄物は、別紙「廃棄物・資源の分類一覧表」のとおり分別をし、指定された場所まで搬出し整理すること。

## 5 作業方法

- (1) ガラス器具・鏡・陶器類・真鍮・ステンレス等の金属類の清掃は、良質な乾布を使用し、損傷のないよう注意すること。
- (2) 手摺り等の金属部分は、光沢を維持するよう乾布きを原則とするが、酷い汚れは洗剤を用いて落とすこと。
- (3) 机・椅子・ロッカー等は随時洗剤を使用して清掃し常に清潔さを保つこと。
- (4) 家具・備品・凹凸部分等の日々の清掃は除塵を重点に行うこと。
- (5) トイレの汚物入れは毎日処理し、容器はその都度洗浄し清潔さを保つこと。
- (6) 玄関マットやマット下部の砂や泥は毎日拭き取ること。
- (7) 出入口や低所んガラスは随時清掃し、手垢等の汚れの無いよう常に注意すること。
- (8) 屋外は随時見回り、紙くず・空き缶・落ち葉・雑草等が散乱していないよう清掃すること。
- (9) 収集した資源、廃棄物は別紙「廃棄物・資源の分類一覧表」のとおり分別を実施し、指定された場所まで搬出し整理すること。
- (10) ガラス清掃は、洗剤洗浄の後水拭き、水きりを施すこと。
- (11) 清掃に使用する洗剤や器具の洗浄剤で公共下水道施設の水質に影響を及ぼす恐れのあるものは使用してはならない。

以上、本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## G 一般廃棄物処理業務

### 1 委託の範囲

- (1) 本委託業務は、一般廃棄物及び紙資源の収集運搬業務とする。
- (2) 委託期間は、4月1日から3月31日までとする。
- (3) リサイクルを促進し、ごみの減量に努めるとともに、環境衛生上良好な状態に施設を維持することとする。
- (4) 搬入先は、一般廃棄物については適正に処分する施設へ、また資源については適正にリサイクルする施設（古紙回収業者など）へ搬入することとする。
- (5) 処分及びリサイクルにかかる費用は、本委託に含む。

### 2 法の遵守

業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

### 3 委託する一般廃棄物及び紙資源の種類、回数

- (1) 一般廃棄物の種類は、生ゴミ、木くず、資源化できない紙、落ち葉などの「燃やすゴミ」とし、その回数は下の表のとおりとする。
- (2) 紙資源の種類は、OA紙、新聞、雑誌、ダンボール、雑紙とし、その回数は下の表のとおりとする。

一般廃棄物回数		紙資源回数	
毎週1回	臨時2回(年53回)	毎月1回	(年12回)

### 4 業務実施上の注意

- (1) 業務の実施時間は、原則として午前9時から午後5時までとする。
- (2) 業務に使用する車両には、会社名を明記し業務に適した車両であること。
- (3) 業務員には一定の清潔な作業服を着用させること。
- (4) 業務終了後、周囲を整理清掃し、美観の維持に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり発生する機械音や臭い等を極力抑えるようにすること。
- (6) 指定の場所に出されたものは、予定日に必ず回収すること。やむを得ず日程を変更する場合は、事前に甲の了解を得ること。
- (7) 本業務を行う者は、一般廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物収集運搬業の両方の許可を持つ者とする。

### 5 作業報告

- (1) 一般廃棄物と資源の収集を同時に実施した場合の報告回数は各1回と数える。
- (2) 乙は業務中に支障が生じた場合は、業務を一時中断し速やかに甲に報告



し、甲乙協議の上業務を再開すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## H 産業廃棄物処理業務

### 1 委託の範囲

- (1) 委託者を甲とし、処理業者を乙とする。
- (2) 乙は、甲の事業所に発生する産業廃棄物の収集運搬業務及び処理業務を行う。
- (3) 委託期間は、4月1日から3月31日までとする。
- (4) 本契約を締結するにあたっては、乙の産業廃棄物収集運搬業（あれば同処分業）の許可証の写しを添付するとともに、その事業範囲を契約書に記載するものとする。ただし、契約期間内に事業範囲が変更された場合にあつては、乙は直ちに変更後の許可証の写しを甲に提出しなければならない。
- (5) 産業廃棄物の処理にあたっては、別で提供する「産業廃棄物委託標準契約書」及び「産業廃棄物処理業務委託標準仕様書」を参考に、施設の実情にあわせて廃棄物の種類や数量を適正に盛り込むこと。※添付の標準契約書及び標準仕様書は同一事業者用であるため、収集・運搬と処分をそれぞれ別業者と契約をして実施する場合は、標準契約書及び標準仕様書の提供を市に申し出ることとし、提供された書式を参考に適切な契約を締結すること。

### 2 法の遵守

業務を行うにあたって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守するものとする。

### 3 委託する産業廃棄物の種類、回数、数量等

- (1) 産業廃棄物の種類は、別紙のとおり「廃プラスチック類」、「金属くず」、「ガラスくず及び陶磁器くず」、「混合物」、「資源（ペットボトル、飲料用びん、飲料用かん）」とする。混合物とは、密接不可分な状態にある前述の種類の混合した廃棄物、また一般廃棄物との混合した廃棄物をいう。
- (2) 収集運搬の回数は、3ヶ月に1回、年4回とする。
- (3) 廃棄物の数量は、次の通りとするがあくまでも見込み数量とする。  
廃プラスチック類：12 kg／年、金属くず：39 kg／年、  
ガラスくず及び陶磁器くず：18 kg／年、混合物：21 kg／年
- (4) 廃棄物の形状は、固形状、荷姿はビニール袋及びバラとし、取扱いの際は突起物によるケガに注意するものとする。
- (5) 甲は、廃棄物の性状に関する情報に変更が生じた場合、その旨を処理業者に対し、処理業者が廃棄物の運搬を行う日まで書面で伝達をすること。
- (6) 乙は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、電子情報処理

組織を使用して情報処理センターに産業廃棄物の処理結果を報告すること（電子マニフェスト）。

以上、本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

※廃棄物・資源の分類一覧表

区分	種類	備考	
紙資源	OA紙	コピー用普通紙、罫紙、コンピュータ出力紙（連続帳票）、以上のものを利用した使用済みメモ用紙 ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ホッチキス付でもよい。 ・クリップ、付箋、ラベルをはがす。 ・無塗工紙に限る。 ※付箋、ラベル、塗工紙、シール、のり付き用紙（部分）は【雑紙】
	OA紙（小） （名刺サイズ以下の【OA紙】）	シュレッダーにかけた【OA紙】 連続用紙・帳票のキリトリみみ	
	新聞	新聞	※折込広告は【雑紙】
	雑誌	雑誌、書籍、報告書、ノート、カタログ、パンフレット、絵本など	
	ダンボール	ダンボール、コピー用紙の包装紙	・ガムテープ等は、はがすこと。
	雑紙	ポスター、広告、色上質紙、青焼コピー、厚紙、菓子箱（潰すこと）、封筒、ティッシュの箱、カレンダー、シール・のり付き紙、包装紙、紙袋、カラーコピー、カラープリンター、ファイル表紙、ロール紙の芯、名刺、汚れた【OA紙】（油類の付着は厳禁） ●紙の大きさは「名刺」以上が目安	・ガムテープ等は、はがすこと。 ・のりが付いていても可。 ・フィルム類、ひも類、金属、樹脂類、粘着テープ類等の紙以外のものを除去し、混入を防ぐこと。 ※シール台紙のように、ツルツルした紙は再生できないため【生ゴミ等】
	雑紙（小） （名刺サイズ以下の【雑紙】）	シュレッダーにかけた【雑紙】 付箋、インデックスなど	
	牛乳パック	牛乳パック	・パックを切り開きすぎ乾かすこと
	生ゴミ等	生ゴミ、茶殻など 資源化できない紙など （ラミネート加工紙・包装	・生ゴミは水をよく切ること。

		紙、紙コップなどのワックス加工品、油紙、写真、感熱紙、裏カーボン紙、ノーカーボン紙、粘着テープ類など)						
産業廃棄物	廃プラスチック	ポリ袋、ラップ、ゴム、長靴、ストロー、プラスチック製容器、OHPシート、化学繊維布など、軟らかいプラスチック、硬いプラスチック、発泡スチロール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭で「燃やすゴミ」として出す生ゴミ・紙・木以外のほとんどの物が該当する。</li> <li>・金属、ガラス等は取り外す。</li> </ul>					
	ガラス・陶磁器くず	陶磁器類、割れたびん、農薬びん、板ガラス、電球など	・割れたガラスは危険のないように。					
	金属くず	なべ・やかん類、針金類、缶詰、お菓子の缶	・スプレー缶、カセットボンベは必ず穴を空けること。					
	混合物	プラスチック、ガラス、金属等の混合	・ホッチキス、マジック、はさみ、電卓、ラジカセ等					
	資源化	<table border="1"> <tr> <td>ガラスびん</td> <td>サラダ油びん、ジャムびん、飲料びん等</td> </tr> <tr> <td>飲料かん</td> <td>飲料用のアルミ缶、スチール缶</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>飲料用、醤油用などのもの</td> </tr> </table>	ガラスびん	サラダ油びん、ジャムびん、飲料びん等	飲料かん	飲料用のアルミ缶、スチール缶	ペットボトル	飲料用、醤油用などのもの
ガラスびん	サラダ油びん、ジャムびん、飲料びん等							
飲料かん	飲料用のアルミ缶、スチール缶							
ペットボトル	飲料用、醤油用などのもの							

## I 植栽管理

### 1 業務の内容

当業務を実施することにより、施設敷地内の樹木等の整備を行い、施設的美観及び快適な環境の維持を図ること。（花植物への灌水は適宜実施すること。）

### 2 管理対象設備及び回数

回数は下記に準じて実施し、管理上必要な場合については、下記回数以上実施するものとする。植栽の位置は植栽関係図参考にすること。

項 目		回数/年
樹木管理	剪定、刈り込み等	2
	施 肥	2
	消 毒	2
列植管理	剪定、刈り込み等	2
	施 肥	2
	消 毒	2
芝管理	剪定、刈り込み等	2
	施 肥	2

※敷地全体（広場進入路・路肩部を除く）

### 3 管理方法

#### （1）樹木管理

- ①剪 定 ハサミ等による手作業とし、育成に支障のない限り姿形等美観維持に努める。
- ②刈り込み 樹木的美観・育成に支障のないような方法にて実施すること。
- ③枝 打 ち 特に支障のない枝を落とす程度の整枝とする。
- ④施 肥 樹木周辺の除草を実施した後土中に施すこと。

#### （2）列植管理

- ①剪 定 ハサミ等による手作業とし、育成に支障のない限り姿形等美観維持に努める。
- ②刈り込み 寄せ植えの高さを一定に保ち、樹木的美観・育成に支障のないような方法にて実施すること。
- ③施 肥 樹木周辺の除草を実施した後に行い、樹木周辺にむらなく

散布すること。散布する肥料は、樹木の状態に合った適切なものとする。

(3) 芝管理 (刈り込みは機械除草)

- ①刈り込み 芝生の高さを一定に保ち、刈り残しのないよう注意すること。
- ②施肥 除草後に行い、表面にむらなく散布すること。散布する肥料は芝生の状態に合った適切なものとする。
- ③目土 刈り込み後に行い、良土を表面に一定厚 (0.5cm程度) にてむらなく散布すること。

(4) 消毒

散布時期を失せず、樹木の状態を適切に把握し、寄生病害虫の種類に応じた薬剤を散布すること。

※ 実施にあたっては施設・施設利用者・駐車車両・近隣の家屋・田畑等に被害を与えないよう十分に注意すること。

(5) 側溝清掃

蓋を有する部分は蓋を一端取り、側溝内の土及び落ち葉等をすべて取り除くこと。

(6) 残材処分

当業務を実施することにより発生した残材、廃材は適正な処理を行うこと。

#### 4 業務遂行上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め、業務に従事する技術者の指揮・監督を行うこと。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不慮な事故等により植栽等に損害が生じ、甲から連絡を受けた時 (休日・祭日・夜間等) は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。但し、それに係る費用は甲・乙協議の上決定する。
- (5) 業務遂行に要する軽微な消耗品及び各種機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、業務遂行において植栽等に不良箇所が発見された場合は、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な補修及び物品は、乙の負担にて処理すること。

本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## J 自動扉保守点検

### 1 業務の内容

施設の自動扉設備を、常時安全かつ良好な運転状態に維持すること。作業遂行にあたり関係法令・維持基準のあるものについては、それに準じて実施し、また仕様書に示さない事項でも管理安全上必要な作業については、実施するものとする。また、建築基準法第12条に基づく定期検査を実施すること。

なお、自動ドアを利用する通行者の安全性の向上を図るため、全国自動ドア協会制定の「自動ドア安全ガイドライン」に準拠し、これを基本として現場の状況に適した設定・調整を行い、安全性を確保すること。

不調時は故障呼び出しに応じ、技術員を派遣して正常な状態に復帰させること。

### 2 保守対象機種及び設置場所

メーカー	機種	方式	台数	点検	備考
(株)ナブコ	DS-60	引分	2	4	玄関内・外

### 3 保守点検対象

- ・ドアエンジン駆動部装置
- ・ドアエンジン懸架装置
- ・ドアエンジン制御部装置
- ・操作スイッチ及び検出スイッチ

### 4 保守点検項目

- (1) ドアエンジン装置各部の点検及び調整、
- (2) ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常の有無の点検及び調整
- (3) ドアエンジン装置の電気回路の異常の有無の点検及び調整
- (4) ドアがサッシに当たっていないか、擦れていないかの点検整備
- (5) 消耗が著しい部品がないかの点検及び取替え
- (6) オイル漏れ、エア漏れの有無点検及び調整、オイル等の補充

### 5 作業上の注意事項

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め、業務従事する技術者の指揮監督をする



こと。

- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障が無いよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し、復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備において機器の不良箇所が発見された場合は、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項は、その都度甲・乙協議の上業務を遂行すること。

## K 体育器具保守点検

### 1 業務の内容

施設内における体育器具の機能障害を早期に発見し事故を予防するため、対象となる器具を健全な状態で、継続的に維持すること。また、報告書をもとに、施設管理者が適確な対応が迅速にできることを目的とする。加えて、専門業者による点検を行うことで、点検に専門的な技術や点検具を必要とする体育器具についても安全性を確保する。

### 2 点検器具

体育館及び運動広場にあるすべての体育器具

体育館／バスケットゴール、バレーボール・バトミントン等の支柱、支柱受け、卓球台、鉄棒（三角鉄棒含む）、トランポリン、バレー等の審判台（多目的審判台含む）、ハンドボールゴール、跳び箱、跳躍板、平均台など

運動広場／サッカーゴール、バックネットなど

### 3 保守点検の内容

#### (1) 定期点検及び日常点検

業務実施にあたっては、（財）日本体育施設協会安全点検基準「スポーツ器具の正しい使い方と安全点検の手引き」に基づいて定期点検及び日常点検を行うこと。

また、点検結果の報告を四半期に一度（年4回）行うこと。

#### (2) 保守作業

①点検 ②調整 ③締付 ④注油 ⑤防腐  
⑥清掃 ⑦防護 ⑧交換 ⑨取付 ⑩取外

#### (3) 専門業者による体育器具点検

年1回以上、体育器具の専門業者による点検と保守作業を受けること。

## L 夜間照明清掃保守点検

### 1 業務の内容

夜間照明設備を、常に良好な状態で使用できるよう設備を維持すること。

### 2 保守対象設備及び点検回数

施設種類	塔	配電	球	殺虫灯	点検
逢妻運動広場	10	1	80	10	2

### 3 保守点検内容

- (1) 切れ球の有無確認及び交換
- (2) 投光器の点検及び清掃
- (3) 安定器機能の点検
- (4) 電撃殺虫器の点検及び清掃
- (5) 各種機器のボルト締め付け及びランプの清掃
- (6) タイマー等制御設備の機能点検
- (7) キュービクル、配電盤及び点灯盤等の絶縁抵抗測定
- (8) その他不良箇所の修復及び維持管理に必要な事項

### 4 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備にあたっては、事前に甲へ連絡の上実施すること。
- (7) 乙は、点検整備において、機器の不良箇所が発見された場合には、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品交換は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項については、その都度甲・乙協議の上業務を遂行することとする。

## M 自家用電気工作物の保安管理

### 1 業務の内容

- ① 指定管理者は、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体となり、「みなし設置者」として電気事業法第39条第1項の義務を果たすこと。（ここでいう「見なし設置者」とは、平成25年1月28日 20130107商局第2号「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」によるものとする。）
- ② 電気事業法に基づく自家用電気工作物の保安業務については、本業務に含むものとし、指定管理者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づく主任技術者の選任を行い、その業務に係るすべての手続きを行うこと。
- ③ 保安管理業務を第三者へ委託する場合は、指定管理者は「みなし設置者」として保安管理業務の仕様書、契約書の作成、受託業者の選定、契約手続等の一連の手続きを行うこと。

### 2 対象設備

需要設備容量	受電電圧	非常用予備発電装置	太陽光発電
275kVA	6,600V	55kVA	20kw

### 3 点検・測定及び試験基準

※年次点検Aは無停電で行う点検、年次点検Bは停電で行う点検をいう。なお、年次点検Aを実施する場合は、3年に1回は年次点検Bを実施するものとする。

電気工作物		点検・測定及び試験項目	月次点検	年次点検	
				A	B
引込線 電線及び支持 物	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定			○	
	放電雑音チェック		○		
遮断器	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定			○	
	継電器の動作試験		○	○	
	継電器との結合動作試験			○	
	トリップ回路の導通試験		○		

受電設備	開閉器	絶縁油酸価度試験			○
		絶縁油破壊電圧試験			○
		内部点検			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	母線、計器用 変成器、断路器、 避雷器、 電力用コンデンサ、その他 機器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	変圧器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		絶縁油透明度チェック			○
		絶縁油酸価度試験			○
		絶縁油破壊電圧試験			○
		内部点検			○
		放電雑音チェック		○	
		温度チェック		○	
	配電盤及び制 御回路	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		継電器の動作試験			○
継電器との結合動作試験				○	
放電雑音チェック			○		
温度チェック			○		
接地装置	外観点検	○	○	○	
	接地抵抗測定		○	○	
蓄電池	外観点検	○	○	○	
	比重測定	1回/年	○	○	
	液温度測定	1回/年	○	○	
	電圧測定	1回/年	○	○	
電気使用場所の 設備	電動機、電熱 器、電器溶接 機、その他の 電気機器類、 照明装置、配 線及び配線器	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定			○
		接地抵抗測定		○	○
		温度チェック		○	
		漏洩電流測定	○	○	
		絶縁監視装置	○	○	○

	具、接地装置、配電線路の電線及び支持物				
非常用予備発電装置	がスターヒン及び附属装置、内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○
		起動試験	○	○	○
	発電機及び励磁装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
接地抵抗測定			○	○	
遮断器・開閉器、その他の電気機器	受電設備と同じ				
発電所	がスターヒン及び附属装置、内燃機関及び附属装置	外観点検	○	○	○
		起動試験	○	○	○
	発電機及び励磁装置、太陽電池及び附属装置、燃料電池及び附属装置、接地装置	外観点検	○	○	○
		絶縁抵抗測定		○	○
		接地抵抗測定		○	○
遮断器・開閉器、その他の電気機器	受電設備と同じ				

#### 4. 特記事項

- ・市は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するに当たり、指定管理者が選任する電気主任技術者の意見を尊重する。
- ・市及び指定管理者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に、電気主任技術者が、その保安のためにする指示及び意見に従うように確約させる。
- ・市及び指定管理者は、電気主任技術者として選任する者に、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安管理業務を、誠実に行うことを確約させる。

## N トレーニング機器定期保守点検

### 1 業務の内容

本委託の目的は、トレーニングルームにおけるトレーニング機器の機能障害を早期に発見し事故を予防するため、対象となる機器を健全な状態で、継続的に維持することである。

### 2 保守対象設備及び点検回数

甲が選定し、リース契約により調達した全ての心肺系トレーニング機器

### 3 保守点検内容

(以下に示すものは一般的な機器の点検内容である。甲が選定し調達した機種に該当しない保守点検項目がある場合はそれを除き、以下に示した項目以外にその機種を健全に維持するために必要な保守点検項目がある場合は、漏れのないよう実施すること。)

#### (1) ペダル等の回転部

回転がスムーズに動くか、異状音がしないかを確認する。磨耗、変形、亀裂等がないかを確認する。

#### (2) 負荷がかかる部位

負荷が一定にかかっているかを確認する。

#### (3) ハンドル等の固定部

確実に固定しているかを確認する。グリップの破れ、はがれ、変形がないかを確認する。

#### (4) 数値等情報表示部

正しく表示しているかを確認する。

#### (5) 操作スイッチ

正しく反応するか、陥没、破損等がないかを確認する。

#### (6) 電気部品

異状な発熱、煙、異状音や臭い等がないかを確認する。

#### (7) 電源コード

破損、変形、亀裂がないかを確認する。

#### (8) フレーム等

破損、変形、さび等がないかを確認する。

#### (9) ボルト・ナット類

緩みがないか、破損がないかを確認する。

- (10) シリンダー等  
油漏れ、あそび等がないかを確認する。
- (11) 座席・ローラー部  
異状音がないかを確認する。破れ、変形等がないかを確認する。
- (12) 接合部  
破損、変形等がないかを確認する。

#### 4 点検整備上の注意

- (1) 乙は、業務に関する責任者を定め業務に従事する技術者の指揮・監督をすること。
- (2) 乙は、甲と協議の上事前に作業計画を作成し、それに基づいて作業を遂行すること。但し、施設の業務に支障を及ぼさないよう配慮すること。
- (3) 乙は、作業従事者に対し安全対策を徹底させること。
- (4) 乙は、不時の故障等により甲から連絡を受けた時（休日・祭日・夜間等）は、直ちに担当技術者を派遣し復旧に努めること。但し、それに係る費用は乙の負担とする。
- (5) 点検整備に要する軽微な消耗品及び各種測定機器等は乙にて準備負担のこと。
- (6) 乙は、点検整備にあたっては、事前に甲へ連絡の上実施すること。
- (7) 乙は、点検整備において、機器の不良箇所が発見された場合には、速やかに甲に報告し、両者協議の上処理すること。但し、軽微な修理及び部品交換は、乙の負担にて処理すること。

以上、本指示明細書に定め無き事項については、その都度甲・乙協議の上業務を遂行することとする。



## ◆ トレーニング機器について

### 1 機器の調達

指定管理者が、指定管理期間（令和2年4月1日から令和7年3月31日）において、トレーニング機器を自ら選定し、調達することとする。

### 2 機器の種類

調達する機器は、筋力系（ウェイトトレーニング類）を除くこととする。

### 3 機器の選定

調達する機器は、以下の点に考慮し自ら選定するものとする。またリース契約の際には事前にその内容について豊田市の承認を得ることとする。

- (1) 限られたスペースを最大限に発揮できる機器選定及び配置を図ること。
- (2) 多くの方が利用できるよう工夫を図るとともに、トレーニング機器を使用した効果的なプログラムを提案し、利用の促進を図ること。
- (3) トレーニングルームの電源能力等に配慮すること。  
※電源（コンセント）の配置及び能力については、添付資料「コンセント図」を参照のこと。
- (4) 機器を選定し配備する際には、利用者の安全性を十分考慮すること。

### 4 日常点検業務

外観点検及び動作点検を行い、部品の緩みや破損、変形等の有無について確認をすること。

### 5 定期保守点検業務

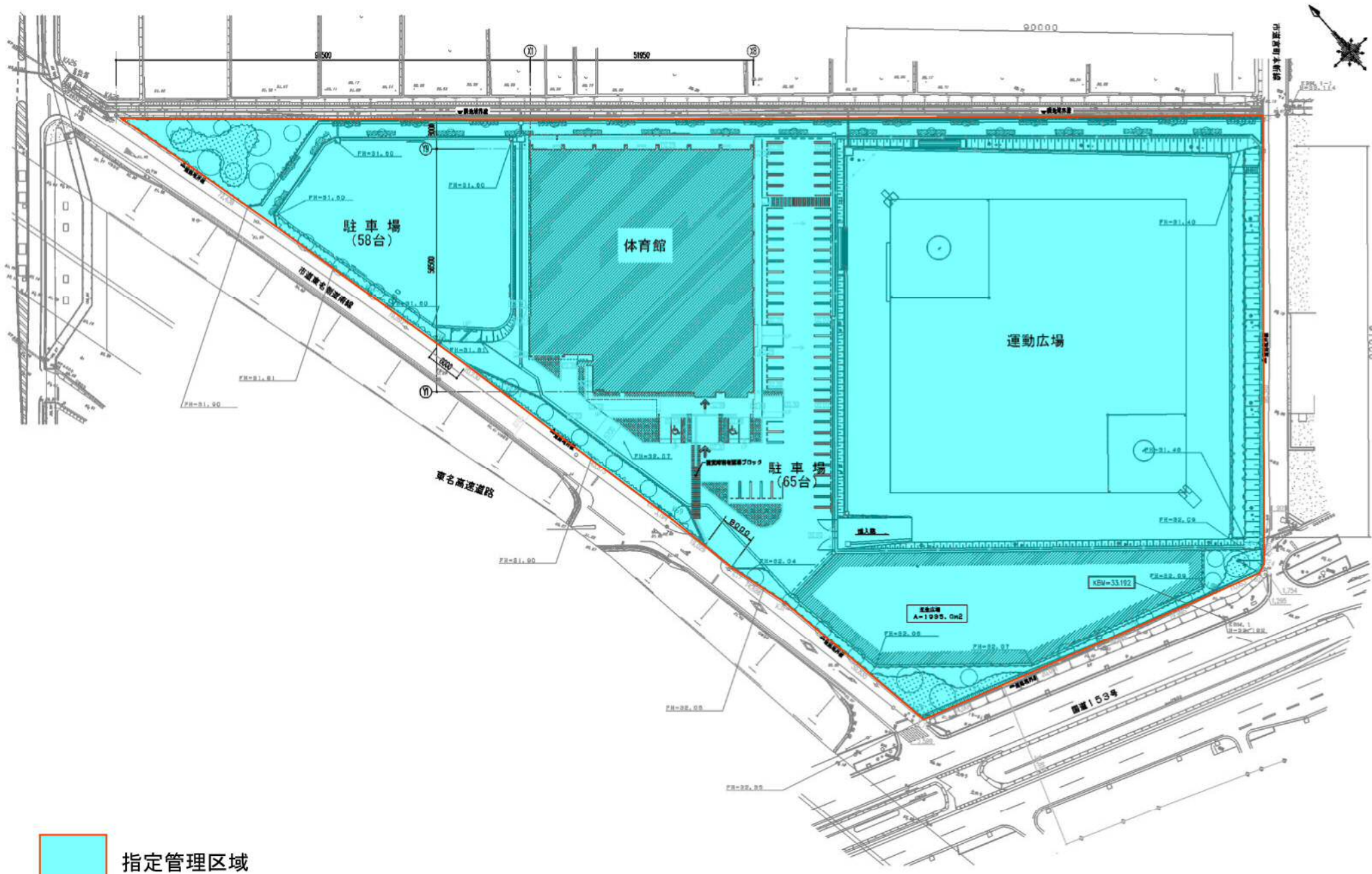
指定管理者の調達により設置されているトレーニング機器について、日常の点検業務とは別に、定期的に点検を実施すること。またその業務を第三者に委託する場合は、機器のリース契約には含まず、別途保守点検業務を委託契約すること。


### 6 その他

- (1) リース契約及び定期保守点検業務委託に必要な費用は、指定管理料の中から支払うこととする。
- (2) トレーニングルームは指定管理者が独占利用できるスペースではないため自主事業等でトレーニングルームを使用する場合は、一般利用者の利

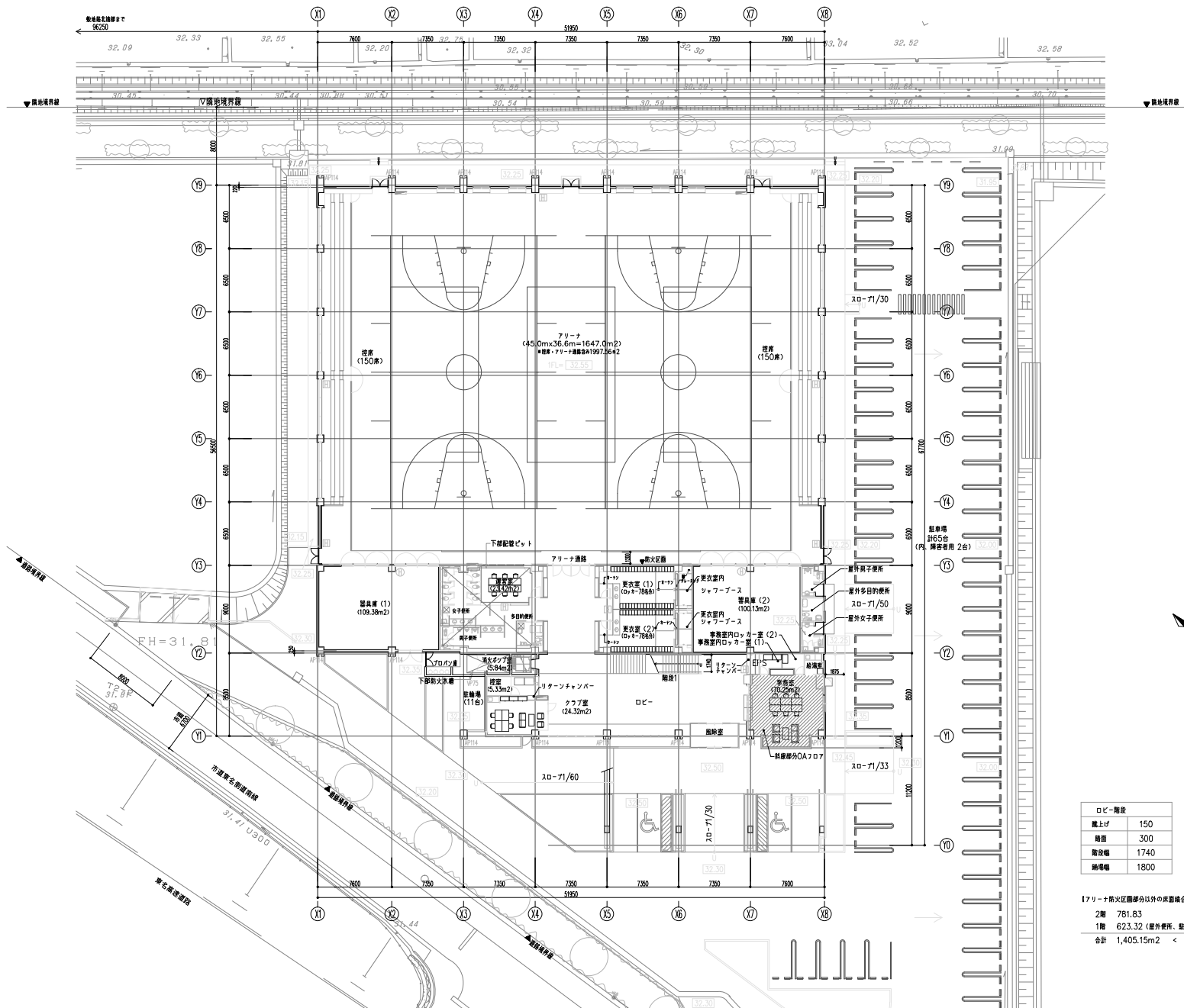
用に十分配慮すること。

- (3) トレーニング機器を使用したプログラムを実施する場合は、他の自主事業と同様に、事前に所要の承認手続きをとること。



 指定管理区域

A-11	〈仮称〉豊田市西部体育館建設工事 設計図				図番	配管図	 青森設計 <small>AOMORI DESIGN CO., LTD.</small>	<small>〒991-8504 青森県青森市</small> <small>〒991-8577 青森県青森市</small> <small>〒991-8577 青森県青森市</small>
	15	豊田市都市整備部	建築課	建築課	建築課	建築課		SC1: 400 HT: 1



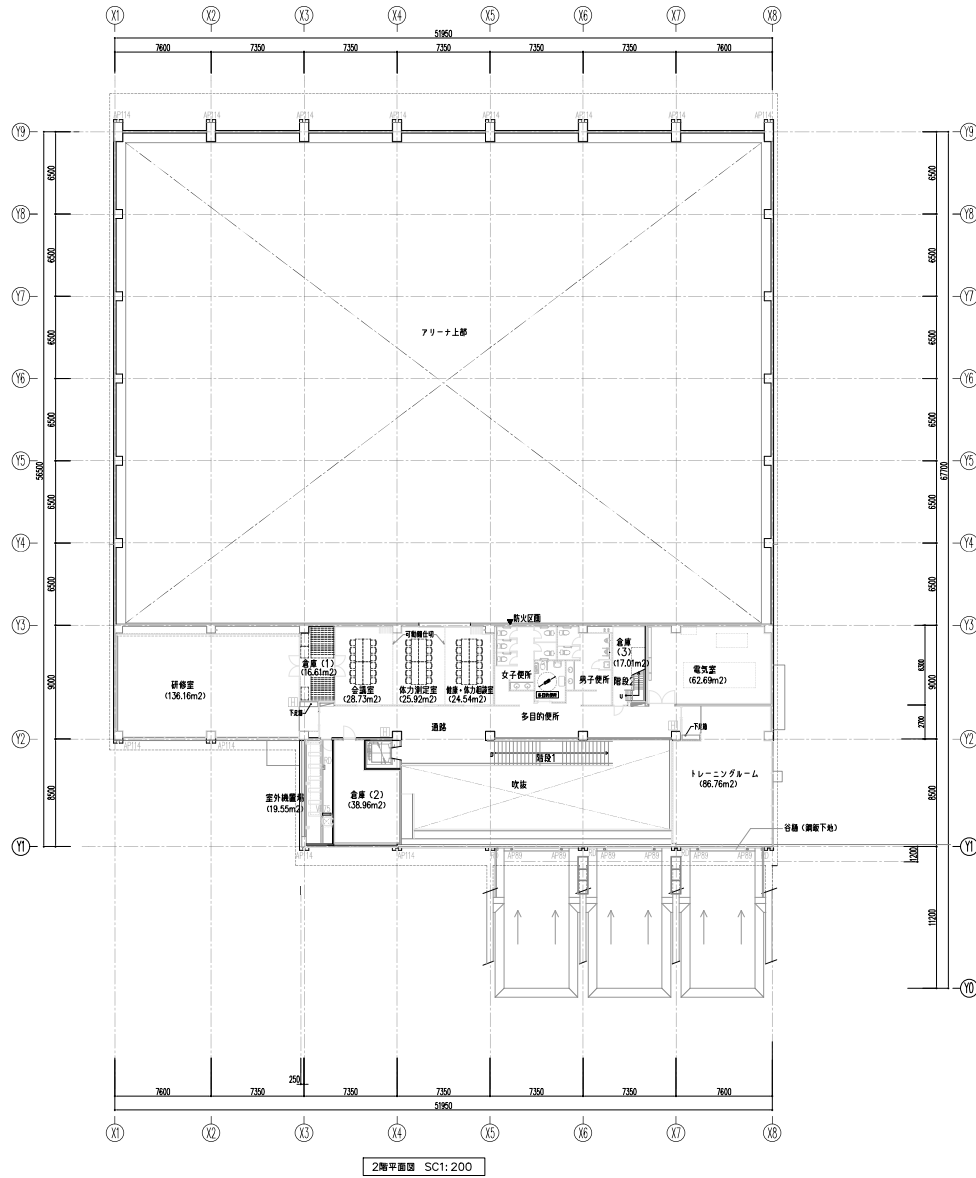
ロビー階設	
農上げ	150
階段	300
階段幅	1740
納庫幅	1800

171号耐火区画部分以外の床面積合計  
 2階 781.83  
 1階 623.32 (屋外便所、駐輪場、器具庫 (1) (2) を除く)  
 合計 1,405.15m<sup>2</sup> < 1,500m<sup>2</sup>

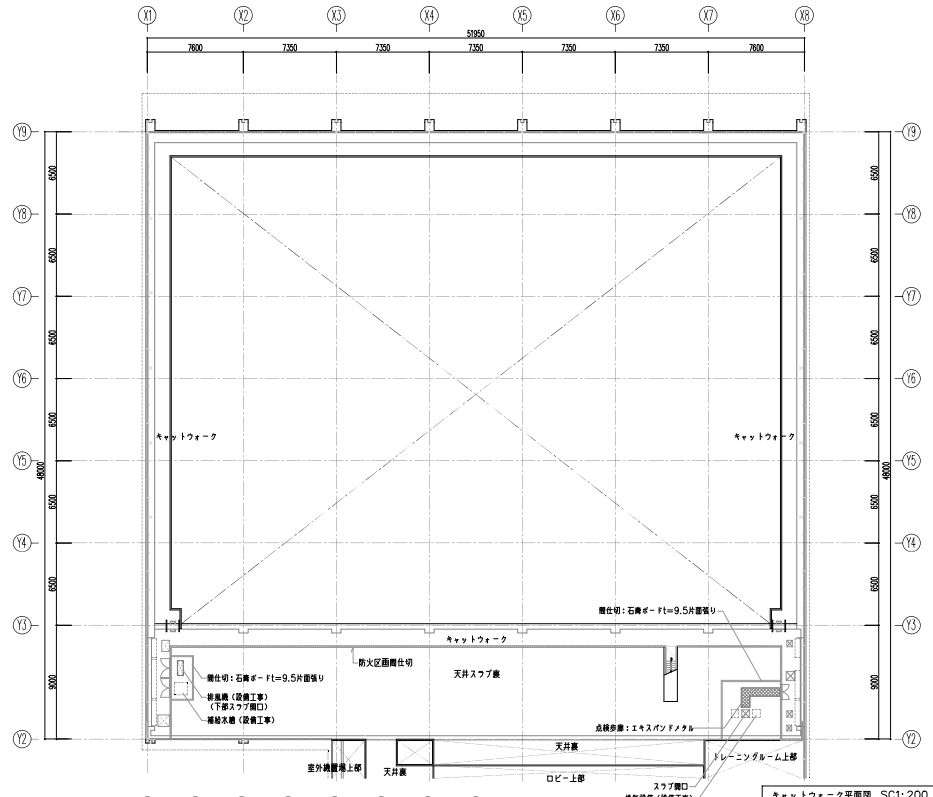
凡 例	コックリ-1層	▽	地下開口	①	消火設備の配置 (消火設備は緑線で示す)
CS	標準地下車 [構造仕様ULCS-4-F&Aタイプ] (防炎扉付)	②	地下開口	②	消火設備の配置 (消火設備は赤線で示す)
		③	地下開口	③	消火設備の配置 (消火設備は青線で示す)
		④	地下開口	④	消火設備の配置 (消火設備は紫線で示す)
		⑤	地下開口	⑤	消火設備の配置 (消火設備は茶線で示す)
		⑥	地下開口	⑥	消火設備の配置 (消火設備は黒線で示す)

A-13	(仮称) 豊田市西部体育館建設工事 設計図							1階平面図	
	16	豊田市西部体育館建設部	担当	作成	確認	承認	1/300	1/300	1/300
		年度	昭和62	年	10	月	SC1:200		
								HT7-1	

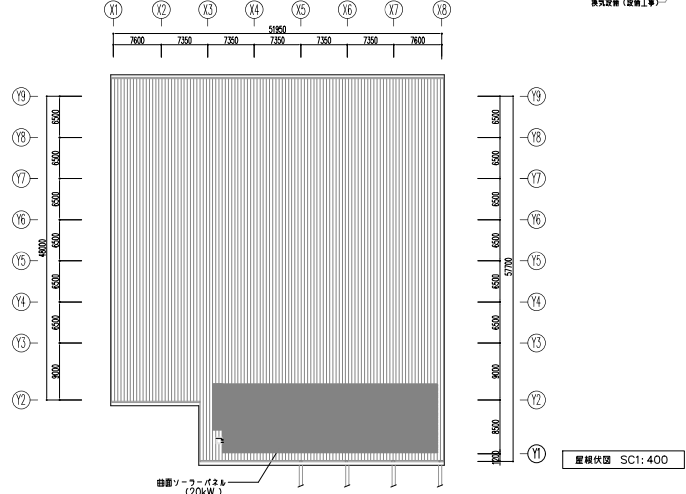




2階平面図 SC1:200



ケーブルワーク平面図 SC1:200

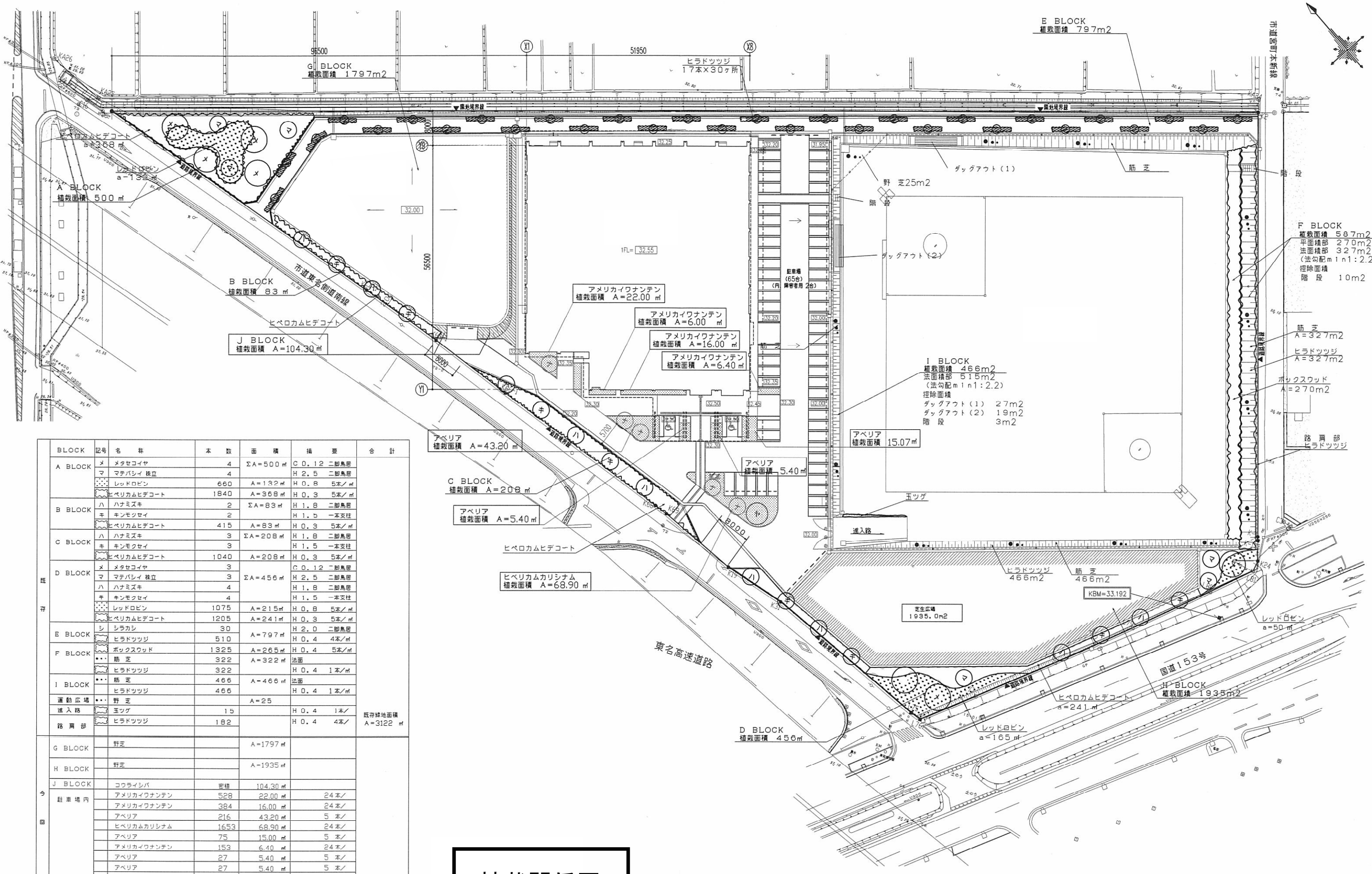


壁面状況 SC1:400

凡例	内容	記号	説明
コンクリート	コンクリート	□	床下収納口
LOS	観音観音下地 (防火区画仕切LOS・ボード・天井スラブは下地まで含む)	AP114	空調・7kWを吐出冷却機114台
		RD	観音観音下地
		①	電気室設備台一貫型型 (電気室本体は別働工事)
		②	電気室設備台一貫型型 (電気室本体は別働工事)
		③	電気室設備台一貫型型 (電気室本体は別働工事)
		④	電気室設備台一貫型型 (電気室本体は別働工事)
		⑤	その他の換気機 (観音設備工事)

(仮称) 豊田市西部体育館建設工事 設計図  
 A-14  
 16 年度  
 豊田市都市整備部  
 設計室  
 設計者  
 豊田 浩一  
 2階平面図・壁面状況  
 SC1:200  
 SC1:400  
 H17.1.18

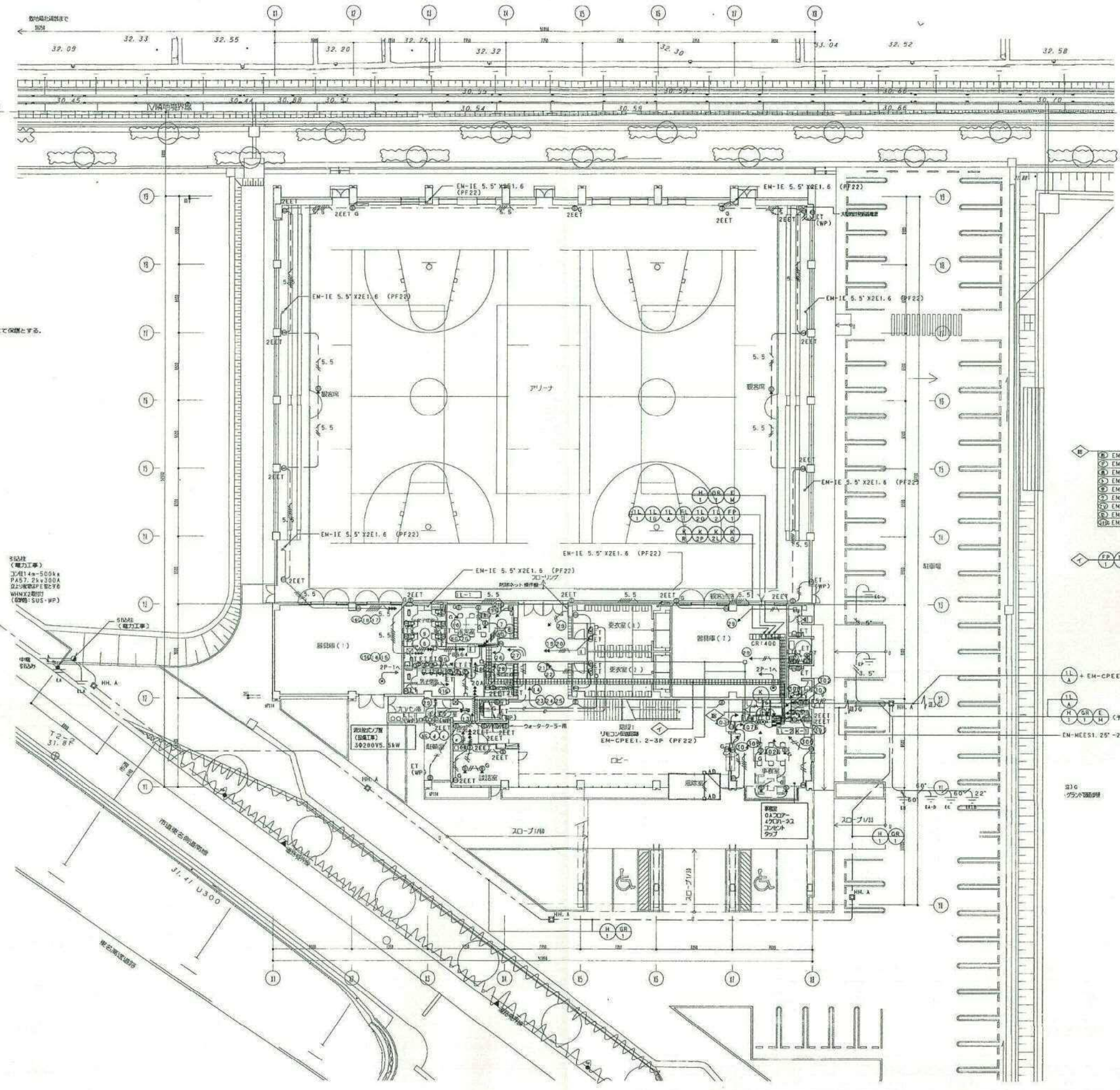




BLOCK	記号	名称	本数	面積	挿要	合計
A BLOCK	メ	メタセコイヤ	4	ΣA=500 m <sup>2</sup>	C 0.12 二脚鳥居	既 存 地 面 積 A=3122 m <sup>2</sup>
	マ	マテバシイ 株立	4		H 2.5 二脚鳥居	
		レッドロビン	660	A=132 m <sup>2</sup>	H 0.8 5本/m	
		ペリカムヒデコート	1840	A=368 m <sup>2</sup>	H 0.3 5本/m	
B BLOCK	ハ	ハナミズキ	2	ΣA=83 m <sup>2</sup>	H 1.8 二脚鳥居	
	キ	キンモクセイ	2		H 1.5 一本支柱	
		ペリカムヒデコート	415	A=83 m <sup>2</sup>	H 0.3 5本/m	
C BLOCK	ハ	ハナミズキ	3	ΣA=208 m <sup>2</sup>	H 1.8 二脚鳥居	
	キ	キンモクセイ	3		H 1.5 一本支柱	
		ペリカムヒデコート	1040	A=208 m <sup>2</sup>	H 0.3 5本/m	
D BLOCK	メ	メタセコイヤ	3		C 0.12 二脚鳥居	
	マ	マテバシイ 株立	3	ΣA=456 m <sup>2</sup>	H 2.5 二脚鳥居	
	ハ	ハナミズキ	4		H 1.8 二脚鳥居	
	キ	キンモクセイ	4		H 1.5 一本支柱	
		レッドロビン	1075	A=215 m <sup>2</sup>	H 0.8 5本/m	
E BLOCK	シ	シラカシ	30	A=797 m <sup>2</sup>	H 2.0 二脚鳥居	
		ヒラドツツジ	510	A=265 m <sup>2</sup>	H 0.4 4本/m	
F BLOCK		ボックスウッド	1325	A=322 m <sup>2</sup>	H 0.4 5本/m	
		ヒラドツツジ	322	A=466 m <sup>2</sup>	H 0.4 1本/m	
I BLOCK		野 芝		A=25	法面	
		ヒラドツツジ	466	A=466 m <sup>2</sup>	H 0.4 1本/m	
		運動広場				
		進入路	15		H 0.4 1本/	
		路 肩 部	182		H 0.4 4本/	
G BLOCK		野 芝		A=1797 m <sup>2</sup>		
H BLOCK		野 芝		A=1935 m <sup>2</sup>		
J BLOCK		コウライシバ	密植	104.30 m <sup>2</sup>		
駐車場内		アメリカイワナンテン	528	22.00 m <sup>2</sup>	24本/	
		アメリカイワナンテン	384	16.00 m <sup>2</sup>	24本/	
		アベリア	216	43.20 m <sup>2</sup>	5本/	
		ヒベリカムカリシナム	1653	68.90 m <sup>2</sup>	24本/	
		アベリア	75	15.00 m <sup>2</sup>	5本/	
		アメリカイワナンテン	153	6.40 m <sup>2</sup>	24本/	
		アベリア	27	5.40 m <sup>2</sup>	5本/	
		アベリア	27	5.40 m <sup>2</sup>	5本/	
		アメリカイワナンテン	144	6.00 m <sup>2</sup>	24本/	
		ヤマザクラ	1		H 2.0 二脚鳥居	
ナ		ナナミノキ	5		H 2.0 二脚鳥居	
No.29				開発面積 A=22570 m <sup>2</sup> 開発面積の30%以上が必要面積 必要緑地面積 A=6771 m <sup>2</sup>	2.5 開発面積の31%	緑地合計面積 A=7146 m <sup>2</sup>

植栽関係図

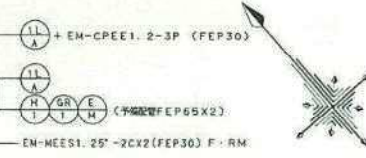




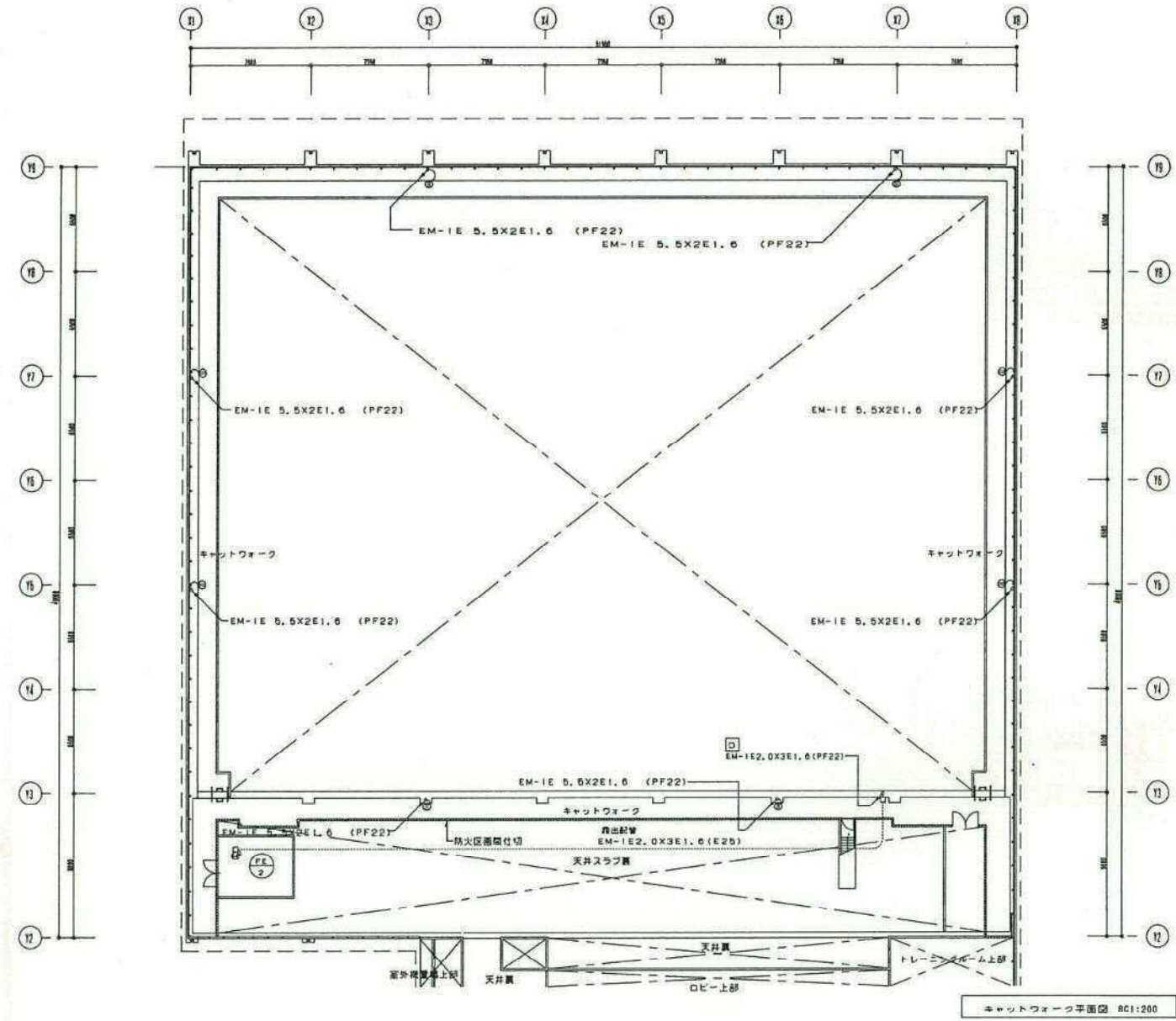
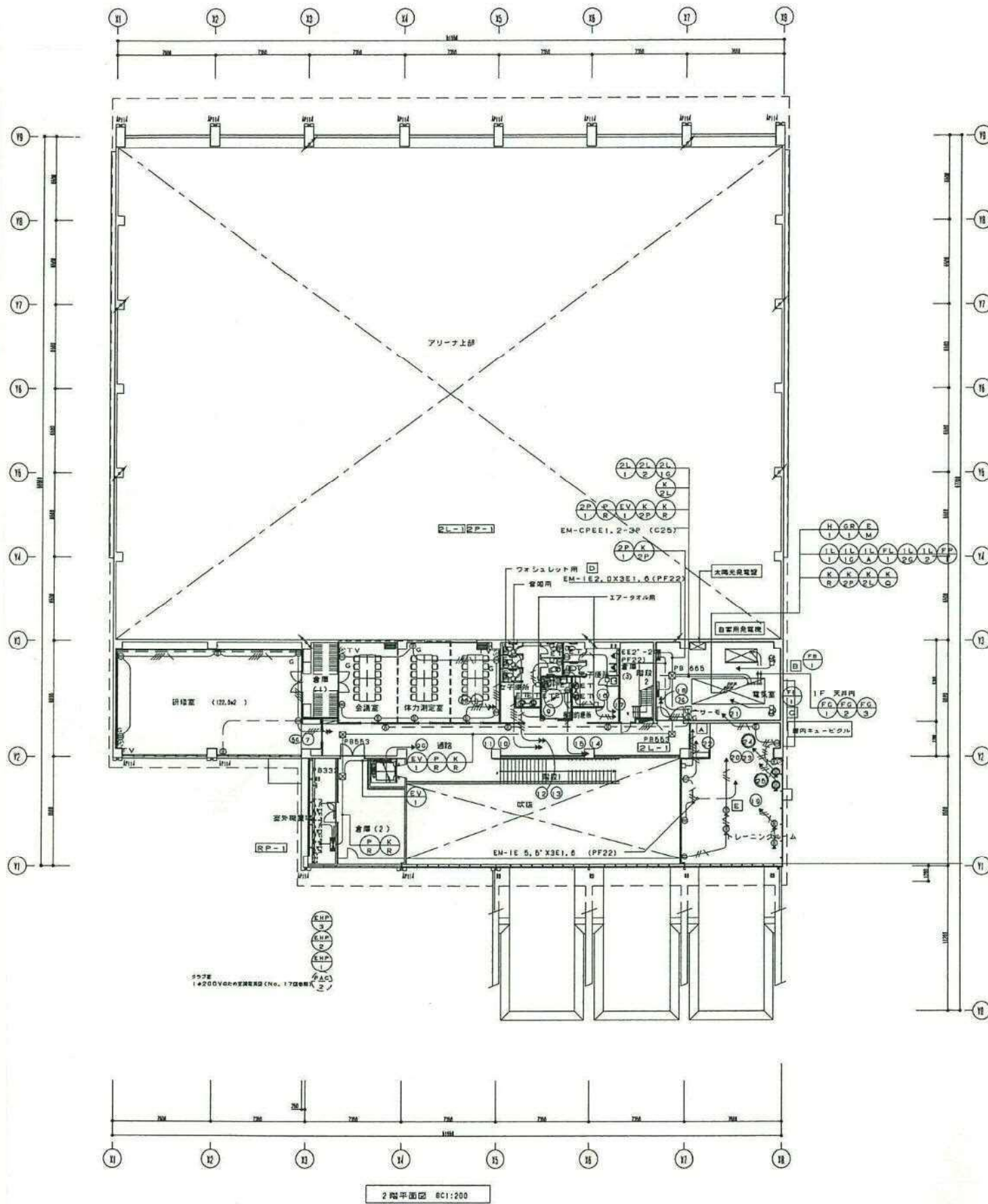
- 注)
1. 図面記載の仕様と異なる場合は、仕様書、製品リストによる。
  2. 特殊なコンセント設備の配置は、下記のとおりとする。
- EM-IE 2.0X2 (PF16)
  - EM-IE 2.0X4 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X2 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X4 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X6 (PF28)
  - EM-IE 2.0X2E1.6 (PF16)
  - EM-IE 2.0X4E1.6 (PF22)
  - EM-IE 2.0X6E1.6 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X2E1.6 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X4E1.6 (PF22)
  - EM-IE 5.5' X6E1.6 (PF28)
- アリーナ内天井のグループにて転がり配線、その他は全て配管にて保護とする。  
耐火区画境界線は、100分間耐火とする。
- AC-200V (AC-200V) コンセント
  - ⊙ AC-100V (AC-100V) コンセント
  - ⊙ 20A 20A E付 コンセント
3. フロアボックスサイズは、下記とする。
- 221 200X200X100
  - 332 300X300X200
  - 443 400X400X300
  - 554 500X500X400
  - 664 600X600X400
4. ハンドホールは、下記とする。
- HH.A H2-6 (番58K-75) セレクター付
  - HH.B H1-9 (番58K-60) セレクター付
- 仕様：国産品または同等品にて可とする
5. 屋内配線は、C管とし、屋外露出はP管とする。

記号	名称	備考
EM-IE	照明分電盤	
EM-EEF	動力分電盤	
○	手元照明用コンセント	MCB3P50A(NT)X1
⊙	埋込コンセント	2P15AX2
⊙	埋込コンセント	2P15AX1E付
⊙	埋込コンセント	2P15AX2E付
⊙	埋込コンセント	2P15AX2E付
⊙	フロアコンセント	2P15AX2
⊙	ファン押しボタンスイッチ	ON-OFF (ランプ付)

EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤
EM-EEF2.0-3C	照明分電盤







記号	容量 (kW)	配管サイズ	配管サイズ	備考	記号	容量 (kW)	配管サイズ	配管サイズ	備考
(EHP1)	17.2	EM-CET60°E14' EM-CET38°E14'	(G70) (G54)	1Fロビー系統	(EHP1)	0.4	EM-IE2.0X3E1.6	(C25)	電気送風ファン (リモコン)
(EHP2)	4.2	EM-CET14°E14'	(PE54)	1F事務室空調システム	(EHP2)	0.4	EM-IE2.0X3E1.6	(C25)	電気送風ファン (リモコン)
(EHP3)	21.8	EM-CET60°E14' EM-CET38°E14'	(G70) (G54)	2F多目的会議トレーニング系統	(EHP3)	2.2	EM-IE2.0X3E1.6	(PF22)	フリーア送風ファン (1F事務室にて操作)
(EHP4)					(EHP4)	(30A)	EM-IE2.0X3E1.6	(PF22)	2Fトレーニング室コンセント (付着用コト)
(EHP5)					(EHP5)	3.7	EM-IE5.5'X3E1.6	(PF22)	1Fロビー吹抜け空調室内機 (1Fに設置)

No. E-12	工事名称 豊田市西部体育館補設工事 完成図	工事内容 豊田市西新町 地内 変電設備動力コンセント設備 2階・キャットウォーク平面図	縮尺 SC1:200	製図 H18年 11月
	18年度 豊田市 都市整備部管理課	設計 株式会社 青島設計 施工 小野・一星建設共同企業体		







物品出納簿

所属ｺｰﾄﾞ : AW03 所属名 : スポーツ課 施設 : 豊田市西部体育館

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	取得(今年度)	処分(今年度)	管理開始年月日	保管場所	保管所属ｺｰﾄﾞ	ﾀﾞﾝｼﾞﾘ	備考	中分類CD	中分類
V	06-00988			トランポリン用マット	セノー AM9503	12	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00989			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00990			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00991			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00992			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00993			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00994			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00995			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00996			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00997			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
V	06-00998			ストレッチマット	セノー BH945084	5	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-00999			デント (1.5×2間)	藤栄 B-4205	6	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-01000			デント (1.5×2間)	藤栄 B-4205	6	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-01001			デント (2×4間)	藤栄 B-6200	13	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-01002			デント (2×4間)	藤栄 B-6200	13	2007/1/18	(有) エーススポーツ	新規購入			2007/1/18	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-01084			玄関用マット	テラモト ケミタングルハード高周波フチ付 1500×2400 (緑)	6	2007/2/2	クリーンスタジオ株式会社	新規購入			2007/2/2	体育館	AW03	西部体育館			
Z	06-01085			玄関用マット	テラモト ケミタングルハード高周波フチ付 1500×2400 (緑)	6	2007/2/2	クリーンスタジオ株式会社	新規購入			2007/2/2	体育館	AW03	西部体育館			
Z	15-01924			太陽電池式時計	セイコータイムシステム・QFC-703R	19	2016/1/7	アンドウ電器	新規購入			2016/1/18	体育館駐車場	AW03	西部体育館			
Z	18-01760			駐車場案内看板	H900×W1800 (アルミ複合板)	9	2019/3/25	㈱クラチスタチオ	新規購入			2019/3/25	駐車場	AW03	西部体育館			

物品出納簿

所属ｺｰﾄﾞ : AW03 所属名 : スポーツ課 施設 : 豊田市逢妻運動広場

レ	分類記号	備品番号	旧備品番号	備品名	メーカー・規格	購入単価(万円)	購入年月日	購入先	取得区分	取得(今年度)	処分(今年度)	管理開始年月日	保管場所	保管所属ｺｰﾄﾞ	ｶﾞﾗｺﾞﾘ	備考	中分類CD	中分類
	B	00-27625	B-1	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	B	00-27626	B-2	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	B	00-27627	B-3	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	B	00-27628	B-4	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	B	00-27629	B-5	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	B	00-27630	B-6	ベンチ	ルイ高・RT-R141313	8	2004/3/1	(有) フライトスポーツ	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	C	00-28501	C-1	倉庫	イナバ・MBW-36H	12	2004/3/1	(有) 小坂井建設	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	C	00-28502	C-2	倉庫	イナバ・MBW-36H	12	2004/3/1	(有) 小坂井建設	新規購入			2004/3/1		AW03	逢妻運動広場			
	V	00-30247	V-1	少年用サッカーゴール	エバニュー・KE-718	36	2004/3/1	(有) エーススポーツ	新規購入			2004/3/1	運動広場	AW03	逢妻運動広場			